

キーワード

公儀御普請 助役（すけやく・じょやく） 御手伝 篠山 龜山 中国
 四国衆 九州衆 西国衆 後藤庄三郎 浅野幸長 池田輝政 到着日
 二ヶ月のずれ 根石 ならし 山内忠義（山内康豊） 家康黒印状 秀
 忠御内書 発給三ヶ月のずれ 扶持米給付 熱田層（熱田台地） 天守
 台盛土 穴蔵 御天守さや石（鞘石） 天守台礎石刻字 加藤清正

梗概

徳川家による公儀御普請はすでに幾度も行われており、名古屋城（名護屋城）築城も手順よく、おおむね円滑に行われるはずだった。しかし不慮の事態の発生、設計変更やそれに伴う受け持ち範囲（丁場）の変更など混乱があった。

これまでの研究では、公儀御普請である名古屋城助役（すけやく・御手伝）には、前年篠山城御普請を助役した中国四国衆は除外する方針だったのに、慶長十五年の閏二月に急遽、追加されたとされてきた。関連して福島正則が反発したとする林羅山の記述が拡散されている。ただ城の規模と築城の緊急性を考えると、慶長十四年の段階から中国四国衆プラス九州大名、すなわち西国衆、日本西半分の大名が協力する方針は決まっていたはずで、それではなければ名古屋城のような大規模な城は築けない。

篠山城（約19 ha）の何倍もの面積がある名古屋城（本丸・二之丸で約

36 ha、三之丸を含めて約98 ha）の築城は、二百六十万石（九州勢プラス加賀）による動員では不可能とわかっており、五百万石（九州・中国・四国プラス浅野・前田）体制での動員が当初から構想されていた。慶長十四年正月に築城そして普請奉行を決定した際には、徳川義直婚約者春姫の父である浅野幸長を清洲（清須）に呼びよせている。幸長と春姫伯父である池田輝政が中心になることは前提だった。

中国四国大名に対しても名古屋助役の「御内旨」があつて、四国大名土佐藩山内家の場合は、清洲に「予備」と呼ばれる奉行内定者を送り、石の運搬に当てた。九州大名小倉藩細川家（助役決定）では四月に細川忠利と徳川家康曾孫・千代姫との婚儀が行われたから、幕閣からの情報は収集しやすかった。細川家「予備」役相当（普請奉行内定者）が、四月、国元に名古屋城あらましの規模を報告している（年欠四月十八日細川家奉行人書状、従来慶長十五年とされてきたが、十四年とする）。各大名はまず受け持ち分を知り、その規模に見合った石切場を確保する必要があつた。石の確保に失敗した前田家は本丸担当から外される。

しかし篠山城普請遅延を徳川家康が激怒し、普請奉行が解任された。方針は棚上げされ、一旦は篠山助役経験大名には名古屋助役なしと伝達される。彼らには再度、丹波での助役が命じられたらしい。だが動員力半減となって名古屋城築城は実行できない。池田輝政、浅野幸長、後藤庄三郎（金改役）、山内康豊（のちの忠義）らの進言・支援という形をとって、十五年二月から閏二月の間に中国四国を含めた西国衆・北国加賀藩・

紀州和歌山藩の全体助役体制が決定する。

すでに一月初めには人足工事が始まっていた。二月に藤堂・津藩では領内百姓が名古屋へ人夫に出ることを禁じている。九州大名（従前より助役決定）の細川家は、正月中に普請掟を定めて小倉を出船し、二月初めに名古屋に到着した。

中国四国大名（篠山助役）に対しては、三月十三日まで奉行人や侍が名古屋に集結するよう指示があった。閏二月があるから九州勢より二ヶ月も遅れ、従事期間が短縮され、それで中国四国大名の負担軽減になった。ただし石切・石寄せに従事する期間は短い。石切丁場譲与があった。石垣には後発組の刻印が多数残されている。池田輝政の場合は領国播磨から龍山石を、浅野幸長は同じく領国紀伊熊野から尾鷲石を運搬した。

先行組の二ヶ月間には石切に併行して堀川（船入）工事が行われた。資材運搬路確保のため、千石夫によって城作りの基盤として運河が掘削され、大動脈ができる。四月にはいったん完成したが、浅すぎて再掘削が命令される。

丁場割図に助役大名の各奉行人が二名で連署した（「名古屋御城石垣絵図」・遊就館所蔵図）。丁場割すなわち受け持ち範囲の確認・了承である。この段階で縄張り最終案が決定したはずなのに、おそらく徳川家康筋から変更の指示があつて、御深井丸と地続きであった天守台は堀切に変更された。従来この丁場割確認図は五月作成とされてきた。しかし位署（連署）後に縄張り（設計図）変更（Ⅱ「御縄張」）があり、受け持ち範囲の再調整期間があつて、四月十八日に御鋏初めになったことが三原浅野文書より推定できる。最終案に変更される前の丁場割確認図（上

記遊就館図）は三月末から四月上旬には位署されていた。各藩奉行人の署判があるなか、三月十八日に藩主が逝去した高松・生駒藩奉行人の位署がない。葬儀で帰国中と考えれば四月初旬の位署で整合する。

堀の形状は最終まで決定されず、運ばれてきた石は台地上に置かれていた。「御鋏始」で堀の掘削を開始、排土が本丸に運びあげられ、底がみえた段階で初めて堀底に築石・栗石が斜路や段（掘り残された作業道・作業スペース）を使って降ろされる。「根切」（床掘・枕木胴木設置）、そして六月三日の「根石置」、そして十日朝に「ならし」が終了した。「ならし」は胴木を含む水平の確認で、十一日（推定）に山下氏勝が二番石で「ならし」を確認した。しかし十七日には上部で「ちがい」が確認され、崩して詰み直しになった。

西側の付櫓（いわゆる小天守）構想は早期に廃案になっており、設計変更されたのちに行われた「御鋏始」以前にも以後にも付櫓案に従つて本丸内堀が掘削されることはなかった。新たに天守台内堀（北側・御深井丸）に発生した丁場は土佐藩山内家が受け持ち、該当箇所山内家ミツガシワの刻印がある。

「本丸出来」とする徳川家康の第一弾・黒印感状は六月二十日に出された（九州三家に残存）。実際はいまだ積み上げ作業中であつた。大名到着二ヶ月のずれに対応するかのようになり、第二弾が三ヶ月遅れの九月晦日に出された。第一弾・六月二十日の直後に助役大名に扶持米が給付されるから、会計処理に連動している。第二弾は帰国命令を伴った。実際の工事終了であるかのようにみえる。しかし掃除の終了が条件だったから、帰国したのは大名本人のみで、多くは九月には未完成で、土佐山内家は十二月になって帰国した。加賀前田家のように石垣崩壊で翌年帰国

になったものもいる。

天守台工事は加藤家のみではなく、細川家、毛利家、山内家（ほか）諸大名が加わった。毛利家・山内家は帰国前に天守さやの石を運んで納めた。鞘石（垣）は穴蔵底より上の地階部分の石垣と推定した。天守台は熱田台地（およそ9メートル）の上に厚く盛土される（盛土高さはおよそ6メートル）。熱田台地は沈まないが、盛土部分は雨が降るたび沈下する。安定するまで上部の石垣構築や礎石の設置ができなかったから、加藤ら諸大名が帰国した後に積まれ、一年以上の空白があつて、穴蔵石垣（およそ6メートル）が築かれた。加藤清正は完成した天守台を見ることはなかった。天守台礎石の八大名の刻印・刻字から、各藩による天守台礎石提供がわかる。天守作事（建築）は慶長十七年七月、一年九月をおいた後になつて着手される。

慶長十六年には美濃・伊勢・三河大名が助役、十七年にはさらに尾張・遠州も加わる。二之丸の三之丸側土坡を石垣とし、三之丸の土居・堀・枅形石垣を構築、そしておそらく本丸の残り工事にあたる。

目次

梗概

はじめに

年表

1 慶長十四年、設計・町割造成

- 1-1 家康と義直（義利）および浅野幸長の国入り・名古屋城経営を指図

- 1-2 名古屋村・小林村移転、区画整理の時期と井戸の掘削

- 1-3 西国衆助役（すけやく）体制

- 1-3-1 篠山城と名古屋城・くり返される助役

- 1-3-2 当初の西国衆助役体制

- 1-3-2-1 「御内旨」と「御助役予備」

- 1-3-2-2 細川家の情報収集

- 1-3-2-3 山内家の情報収集

- 1-3-2-4 中国四国衆の丹波亀山城案

- 1-3-2-5 石切場の確保

- 1-3-3 頓挫

- 1-3-4 復活・慶長十五年二月まで

- 1-3-4-1 山内家の場合

- 1-3-4-2 浅野家の場合

- A 山下氏覚書

- B 金作り・後藤庄三郎光次登場

2 普請（石垣築造）・慶長十五年正月から九月

- 2-1-1 九州組の名古屋到着
 - 2-1-2 千石夫の動員・一日五合、二九三日
 - 2-1-3 藤堂藩による百姓の人夫出国禁止
 - 2-1-4 石船
 - 2-1-5 二番丁場、堀川開鑿
 - 2-1-5-1 慶長十五年四月——細川忠興自筆書状
 - 2-1-5-2 堀川・笈瀬干潟時代——放置刻印石の分布
 - 2-1-5-3 白鳥運河Ⅱ大夫堀建設(常時通行運河)
 - 2-1-5-4 閏二月の堀掘削は堀川
 - 2-1-6 一番丁場、本丸二之丸ほか普請
 - 2-1-6-1 中国四国組の名古屋到着と石切開始
 - 2-1-6-2 靖國神社遊就館所蔵丁場割図の作成時期
 - 2-1-6-3 丁場割への要請——隣接大名
- 3 築城の進行
- 3-1-1 「御繩張」「御鋏始」
 - 3-1-2 根切、根石置、ならし
 - 3-1-2-1 根切、根石置
 - 3-1-2-2 ならしと積み直し
 - 3-1-3 六月二十日・黒印状「本丸出来」の意味
 - 3-1-4 五月から八月までの状況
 - 3-1-5 九月晦日黒印状
 - 3-1-6 帰国時に納入される「御天守さやの石」
 - 3-1-6-1 天守さや石・毛利家
 - 3-1-6-2 天守さや石・山内家

- 3-1-6-3 天守さやの石と進上の石・石を本丸・御深井丸に置いて助役終了
 - 3-1-6-4 天守台礎石
 - 3-1-7 前田利光の場合
 - 3-1-8 飛騨金森家の場合
 - 3-1-9 行合丁場
 - 3-1-10 地続き案の永続性
 - 3-1-11 足材木
 - 3-1-12 明年の人夫
 - 4 慶長十六年、美濃伊勢三河衆による第二次御普請
 - 5 慶長十七年、美濃伊勢尾張三河遠江衆による第三次御普請
- むすび
- 使用図版
- 堀川・中川運河周辺(旧笈瀬川・中川)周辺の標高と刻紋石(残石)の分布
- 天守台図

はじめに

名古屋城の築城過程のうち慶長十四年から十六年を一次史料によって月および日を追って検証する。今回は普請、つまり石垣構築までを考察対象とする（作事は別稿を予定）。

巨大な名古屋城はいつ、だれが、どんな方法で、どのような手順で築いたのだろうか。どれだけの人が働き、どれだけの日数・年数が必要で、どれほどの困難と試行錯誤があつて、経費はいくらかかり、そしてだれが支払ったのだろうか。

だれしもが持つ疑問であろう。だれが支払ったのかについては、「幕府は一文も払わなかつた」という見解がある（門井慶喜『家康 江戸を建てる』ほか。これまでの通説）。幕府は外様大名に資金を借わせて、その力を弱らせるのが目的だったという。この見解は相当に流布し浸透している。関ヶ原で徳川協力を明らかにした外様衆を、城作りに動員して滅亡させる作戦だったというのは不自然である。じつさいには扶持米を支給した文書があるし、史料には「拝領金」を前渡ししたという記述もある。外様ながら藤堂高虎は、江戸城普請の功績で備中に二万石を増された。通説は事実から距離があるとみる。手伝ってもらうのだから、相応の給付をした。

幕府が負担しなかつたという見解が浸透しているのは、そうした認識のもとになった記述が江戸時代以来、流布しているからであろう。後世の史料、いわゆる二次史料（編纂物、物語）からではなく、当事者が書き残した書状や日記など一次史料から歴史を復原する。後世人のイメージではなく、実際の現場で起きていたことがわかる。この稿では手紙などリアルタイム史料を日付の順に整理する。

一次史料は古くは明治時代の『大日本史料』（十二編六であれば一九〇四）、新しくは『名城集成 名古屋城』（二九八五）、『新修名古屋市史』『愛知県史』などに収録されている。ただ『大日本史料』以降に刊行された『山内家史料』（一九八〇）はほとんど利用されていないし、細川関係史料はいまま順次整理中である。未整理の大名家史料は今回参照できていない。

江戸時代から名古屋城とその築城には多くの人々が関心を持った。著作はとも多いけれど、史料も玉石混交の感があつて、二次史料¹後世の記述には史実から離れたものが含まれる。ひとつとがおもしろおかしく感じる記述はあぶないうえに、拡散されやすい。

一次史料（書状類）を日付の順に整理する作業を行ってみると、それだけで新事実がみつかり、あたらしい歴史像が提供できる。書状の多くは年号を欠く。月日を欠くものもある。これまでの年次比定も再度検討した。俗説にまみれているかの感がある「名古屋城の歴史」を書き換えたい。

最初に本稿の視点を年表的に整理し、流れを把握したい。

年表

第一期（町割造成期）

慶長十四年

正月二十五日 義直、家康と国入り。

二月二日 浅野幸長とその傳・浅野高勝を清須に呼び面談。普請奉行五名・大工棟梁中井大和の決定。名古屋城経営を指図（名古屋築城宣言）。名古屋村の社寺民家を上宿・杉村に移転開始、小林村ほかも移転・区画

整理。

*縄張り複数案提出。内堀、外堀は概ね単一案。中井家に渡された縄張りは西付櫓（いわゆる西小天守構想）が含まれていたが、丁場割に至る前に廃案。

三月一日 小笠原家女子（徳川家康曾孫）が徳川秀忠養女となり、細川家と縁組（四月二十八日中津城で婚礼）。

四月十八日 細川家予備岡村ら、助役の負担坪数を国許に報告

この頃 土佐山内家も名古屋城普請に関わる情報収集のため、「予備」二名を清須に派遣。石の運搬にあてる。

秋（九月ないし十月） 篠山城にトラブル発生。家康が想定していた以上の規模になって工事遅延を怒る。普請奉行は失脚。名古屋築城はいつたん「お隠れ」

十二月末から慶長十五年一月初め 池田、浅野、幕府金改役Ⅱ後藤庄三郎光次が仲介、山内も助役申請↓解決、家康の了解を得る。

第二期（普請・石垣第一段階まで）

慶長十五年

正月十九日 細川藩家中役人、名古屋普請掟を定める。九州大名には二月初めまでの到着が指示される。

正月十九日 細川家中小倉出船、二月八日名古屋着（長岡内膳正は豊前より二月三日に京都へ、四日に名古屋に向かう）

閏二月八日 普請大名（中国四国衆）に名古屋の持ち場への集合を指令、毛利家は家中に三月十三日名古屋着を指令

閏二月十六日 細川家は山口石切および堀工事（堀川か）を、同時に進行

三月十一日 熱田の船、名古屋築城の船借り上げのため決定的に不足

三月十三日 中国四国勢、名古屋に揃う。

三月二十二日 細川藩、千坪の丁場割り当てから六千（弱）個の石を手配。うち四千二百から三百が至急必要。

四月初めに丁場割最終決定（名古屋にて奉行人位署、この段階では天守・御深井丸地続き）

三月段階では五月一日が根石置き日として指示される（当初目標）

四月 いったん完成した堀川が、浅すぎるとされて再掘削命令

四月初め、天守・御深井丸地続き案が見直され、天守・御深井丸は堀で分断されることに変更（御縄張）、受け持ち範囲が再協議される。

四月十七日から十八日、浅野幸長は御縄張および御鋏始めのため多忙を極める（天守台設計変更がなされる）。

四月二十八日 義演、熱田に。名古屋普請最中、群勢難分

五月一日を根石置き日とする当初目標に遅れ。五月中に根石置きと風聞

五月 木材の輸送（「山村文書」）

六月三日 根石置き。

六月十日 根石のならし・十一日頃山下氏勝二番石ならしの点検

六月二十日 徳川家康、第一次黒印状で「出来」とする。

六月二十四日 つづいて七日扶持米給付

九月十五日 土佐藩 さや石垣を進上、水たたき石の完成、大名は帰国、

家中は掃除終わり次第、順次帰国

十月六日以前浅野幸長帰国

十二月朔日 土佐山内家、帰国

第三期（二次普請・三次普請）

慶長十六年 加賀前田家帰国

慶長十六年正月 徳川家康自筆皆済状（慶長十四年寅年分）

慶長十六年十月十一日 本丸長屋の工事（大鋸作右衛門・延785人分）

十月二十五日 壁塗り源兵衛・614人分

慶長十七年四月 内住まいは無用、橋台を急げ（家康の指示）

慶長十七年六月二十八日 御天守立候後、御家をは立可申候

七月十九日 天守の材木不参

八月二十三日（大工351人、6月から勤務、8月から勤務、天守に

集中）

十一月十日 天守外壁白土塗り

十一月二十一日 上棟

第四期（完成まで）

慶長十九年九月 本丸石垣崩れる（福島正則持ち分）

慶長十九年十月 大坂御陣の時、尾州名護屋御普請に罷在

元和五年 墨書（西北隅櫓・表二の門）

延宝三年 清水門（張州府志）

*以下史料番号のうち名史は『日本名城集成 名古屋城』中の史料集成番号で、大史は『大日本史料』第十二編の頁または、年・月・日。

1 慶長十四年、構想・町割造成

1-1 家康と義直（義利）および浅野幸長の国入り・名古屋城経営を指図

慶長十四年正月二十五日に徳川家康は子義利（のちの義直）を伴い、清須城に入り、四日まで滞在、名古屋城郭経営を指図した（名史12、20・大史同日条および同日条補遺）。清須は前年十三年八月に大水の被害を受けていた（名史26）。「慶長十三年」にも「名古屋御普請の沙汰」があつて、名古屋、小牧、古渡の三古城が候補になっている（名史12、13、『蓬左遷府記稿』は平岩系譜、山下系譜、尾陽旧話略頭書全文を典拠にあげる）。公儀御普請では、各大名は公表前から準備をするのが常で、石切場の調査や交渉を始める。風聞は前からあつた。

浅野幸長は正月十一日に和歌山を発ち、豊臣秀頼（大坂）、そして「政所」に新年の挨拶を述べた。その日十一日に岡崎から家康より対談要請の飛脚が届いていた。それを受け正月二十九日には清須に到着し、その夜に挨拶するつもりでいたが、家康は聞いていた二日（正月は小の月だから翌々日）に出発ではなく、四日まで滞留することがわかった。吉日である二日に、家康ならびに義利（義直）に対面した（慶長十四年）二月十日浅野孫左衛門宛浅野弾正長政書状、大史十二編六・52頁、浅野文書・116、浅野孫左衛門は高勝、幸長傳役）。おなじく正月十一日、浅野孫左衛門に書状を認め、二十一日に和歌山を発つて家康が訪れている清須に向かうよう指示している（浅野守夫氏文書・大史十二編二十三・86頁）。幸長女子春姫との婚儀について、『編年大略』に「慶長八年於江戸、浅野紀伊守幸長御息女御結名付之御沙汰」とある（大史

十二編七・881頁、結名付Ⅱ「ゆいなづけ」・「いいなづけ」Ⅱ許嫁)。「源敬様御代御記録」にも同内容の記事がある。義利(義直)は慶長五年、春姫は八年生まれだから、彼女は生まれおちたときに結婚相手が決まった(高田綾子「尾張徳川家初代義直正室高源院(春姫)に関する考察」『徳川林政史研究所紀要』四四・二〇一七)。浅野幸長は、義直の舅になる大名としてわざわざこの場に呼ばれた。当然、婿の新城普請、具体の相談があった。名古屋築城では陰に陽に活躍する。

浅野幸長(当時満三三歳)は春姫の父だが、春姫母は池田輝政(当時四四歳)の妹だから、伯父だった(「寛永諸家系図伝」、恒興女子、「寛政重修諸家譜」、勝入女子。「烈公間話」大史十二編六一1090頁。高田論文は池田道勝女子とする。恒興は勝三郎、勝入斎ともあるので、道勝と名乗った時期があったのか)。普請中、池田輝政は助役大名のまじめ役になっており、大名への指示に池田輝政の添状が付くケースがあった(本稿1-3-4-1)。浅野も「羽三左殿と申し談ずるように。そうすれば心安い」といっている(本稿1-3-4-2)。

幸長父浅野長政は北政所(寧)とは両養子の(義)兄妹で、長政妻は北政所と姉妹であった。幸長には北政所は伯母で、幸長と秀頼も(義)従兄弟で、上記の「政所」は寧(北政所・高台院)を指そう。もっとも近い親戚で、豊臣大名の中核たる幸長だが、徳川家との婚姻により、忠実な徳川大名に転じた。片桐且元も秀頼名代として清須に赴いた。秀頼・妻千姫と義直は義甥・姪・叔父だった。

二月二日つまり浅野幸長との面談があった日は「吉日」だった。この日、普請奉行牧助右衛門・滝川豊前守・佐久間河内守・山城宮内少輔・村田権右衛門を任じ、大工棟梁に中井大和、大工頭に熱田・岡部又右衛

門が命じられ、他の奉行人も決まった。築城宣言はスタッフの任命だった。名古屋城経営に関して、『大日本史料』は根拠史料に「編年大略」「蓬左遷府記稿」をあげる。普請奉行・棟梁任命記事は後者にしかないが(名史21、蓬左遷府記稿・大史十二編六の787頁)、複数の典拠(万松寺記録全文など四点)が挙げられている。この後の名古屋村移転にかかる工事期間を考えれば、この任命で城づくりが正式かつ本格的に動き出す。名古屋の町割については「名古屋御引越ノ節名古屋地割被 仰付相勤」として地割を小野寺源太、「(同)名古屋町割」を三沢藤三が命じられている(同上)。清洲越^遷に備えた。名古屋移転がまず大事業で、寺院や神社、民家の移転新築が必要だった。普請(平面立面計画)も早期に決定し作事担当に渡さなければならなかったから、この日より直ちに、ないしは前から、作業が開始された。

この後に普請奉行がいくつかの案を考え、中井大和にはその一案に天守西に付櫓がつく構想案が示されたか、ないしは自身で考えた。俗に西小天守といわれるが、小天守の半分ほどの大きさしかなく、付櫓とすべきものだ。しかし天守台の高さと御深井丸の地盤高に極端な懸隔があった、立体接続は至難で、早期に廃案になる。

1-2 名古屋村・小林村移転、区画整理の時期と井戸の掘削

最初の工事は、台地上にあった名古屋村の移転である。名古屋村には織田時代の城が若干は残っていたかもしれない。興西寺、万松寺、元永寺のような大きな寺院や武島天神社・山神・宗形(宗像)神社があった(『金城温古録』地図)。移転しなかった天王社を除いて、三つの神社、三つ以上の寺が移転した。大きな村だったから移転は大事業だった。天

正十四年（一五八六）、徳川家康の上方行きに際し、家康は那古野（名古屋村）に宿泊している（『家忠日記』同年十月二十日条「家康様御上洛候、那子屋迄御こし候由候」）。この時の人数は不明だが、京を出てからは三千人と記録されている（『多聞院日記』）。天正十二年長久手戦後の事実上の和睦儀式で、軍事的な警戒はおろそかにできなかった。当初よりその人数で出発していただろう。三千人を収容できたのなら、名古屋村の宿としての機能は大規模なもので（『新修名古屋市史』）、城跡にも大型建物があった可能性がある。

民家をはじめ、寺も神社も移転先の新築が終わらなければ解体できない。寺院新築は時間を要した。城域だけでなく、その南も碁盤割にした。清須越^冊、つまり新住民を新都市に移転させるための、新都市計画の実行である。小林村では既存住居を移転ないし曳家させて、道路用地を提供させ、あたらしい町割にあう敷地に整形した。かなりの住民が移転を余儀なくされた。名古屋村移転が完了して、はじめて広大な城地が生まれる。

牧ら普請奉行が現地に赴いての検地縄張開始は慶長十四年十一月十六日だった（名史25（31、36）。縄張は「図面どおりに、敷地に縄を張ること」で、これ以前に普請原案が確定されており、そして名古屋村の移転もおおむね終わっていた。まずは井戸掘りが開始される。名古屋は水が出兼ねるとされていたが（当代記・同右）、名古屋村時代に井戸が皆無であったとは考えがたい。流水のない台地上でも、御深井湿地のレベルまで掘り下げれば地下水脈はある。水質のよい井戸は限定されていたかもしれないが、名古屋城や家臣屋敷に継承された。黄金井戸はもし既

存利用ならば天守台に取り込まれた。台の位置が決まった段階で新規に掘削されたとも考えられる（松江城天守や熊本城小天守にも、内部に井戸がある。丹波篠山城では最初に井戸を掘ろうとして岩山であったため二年を要したとある（『譜牒余録』大史・慶長十四年九月是月条所収）。

1-3 西国衆助役（すけやく）体制

1-3-1 篠山城と名古屋城・くり返される助役

助役は城郭でも、川御普請（堤防工事）でも、ほとんど毎年だったから、手伝いを命じられること自体は大名にはわかっていた。慶長十二年正月、前年までの秀忠居城江戸城修築にひき続き、家康居城駿府城の助役による修築が開始され、越前・美濃・尾張・三河・遠江の大名が参加、去年江戸御普請に下っていた衆も残らず駿河に向かった。これには黒田、鍋島も参加しているから、九州勢も助役に加わっている（以下『当代記』、『黒田家譜』、『鍋島勝茂譜』ほか、大史十二編四・同年二月十七日条）。慶長十二年三月二十五日さらに畿内五方国、丹波・備中・近江・伊勢・美濃、および蔵入、あわせて十方国（傍近諸国）に対する五百石夫による普請（『当代記』では五百石に一人、史料によっては五百石に三人ともあるが、一人が正しいか）が命じられた。去年江戸普請に上った大名は除外とされた。

いっぽう慶長十二年閏四月一日、関東・奥羽・信越大名に命じ、江戸城が修築される。同時に複数箇所で公儀御普請が並行していた。

細川家『綿考輯録』（慶長十三年に）駿城御修営の事は「去々年被仰出」「去年も追々被仰付」とある（『同』十八・447頁）。「忠興君去年以来お手伝いお勤めなされ候や、その始終、不分明」とあるが、火災を挟ん

で「去々年」「去年」「今年」とあって、その都度、助役したか。慶長十九年には江戸城山ノ手石垣を築いた(『同』二八・25頁)。

1-3-2 当初の西国衆助役体制

名古屋城は、公儀御普請で助役(すけやく・御手伝)である。前年慶長十三年に助役で築かれた篠山城の城域は、約19haである。これまでの研究では、普請を助役した中国四国衆は名古屋城では除外する方針だったのに、慶長十五年の閏二月に急遽、追加されたとされてきた。名古屋城は本丸・二之丸で約36ha、三之丸を含めて約98haとあって、篠山城に比べてはるかに巨大である。二百六十万石(九州勢プラス加賀、ただし『聞見集』では四百万石、大史十二編六、627頁)による動員のみでは不可能とわかっており、当初から五百万石(九州・中国・四国プラス浅野・前田)体制での動員が構想されていた、と考える。

1-3-2-1 「御内旨」と「御助役予備」

慶長十四年段階に、中国四国大名(篠山助役ずみ)である土佐藩山内家に対して名古屋助役の「御内旨」があり、それを受けて清洲に家臣、「御助役予備」を派遣している。

是年(慶長十四年) 明年尾張修築ノ御内旨アレバ御助役予備トシテ河田清右衛門馬場彦兵衛ヲシテ清洲ニ適シム

藩志内篇・歴史事実四(山内家史料『第二代忠義公紀』山内神社宝物資料館1981・91頁)

馬場彦兵衛は「御侍中先祖書系図牒」『山内家史料』121頁に

慶長十四西年御普請清洲御普請就御沙汰為石運送兼而彼地江被遣之

とある。慶長十四年、御普請前から石運送のためにかねて尾張に遣わされたことがわかる。「御助役予備」の河田清右衛門・馬場彦兵衛の両名はともに十五年の御普請役でも名古屋に参加しており、慶長十五年後二月十八日「尾州名護屋御普請御家人役帳」(同上九七・103頁)に

掃部大組のうちに「千百石 川田清右衛門父子 拾九人五歩」

備後大組のうちに「八百石 馬場彦兵衛」

がみえる。山内掃部(豊成)・山内備後(和三)は、名古屋城また篠山城の御普請では藩主山内康豊(二代目康豊、のちの忠義)の書状の宛先になっており、公儀御普請を担当する土佐藩家老であった。また山内家は慶長十二年には駿府城の御普請を助役しているから、おそらくその時の経験者を尾張清須に派遣した。

これまで考えられていたこととは異なり、慶長十四年の段階で中国四国衆プラス九州大名、すなわち西国衆、日本の西半分の大名が名古屋城御普請を助役する方針は決まっていた、と考えたい。それであれば名古屋城のような大規模な城は築けなかった。

1-3-2-2 細川家の情報収集

各大名は駿府に「予備」と呼ばれる奉行内定者を送り、情報収集や石切場の確保に努めた。従来、慶長十五年のものとして送られてきた年欠四月

十八日細川家奉行入書状(名古屋御城御普請衆御役高ノ覚・熊本大学図書館蔵)も、細川家の助役「予備」が、国元に名古屋城あらましの規模を報告したものであろう。

内容は十四年の情勢下、次年度に想定される名古屋城の規模と、細川家の想定坪数を国元に送ったものと判断する。細川家は九州大名だから、名古屋城助役は既定である。まずは誰も知らない名古屋城の規模を知る必要があったし、細川藩の負担がどれくらいで、どこに石切場があつて、どれほどの分量の石が必要なのか。早期に情報を集め、実地にて交渉を開始する必要があつた。

ここには(1)動員大名の持ち場と(2)石高、(3)名古屋城御普請場の坪数、つまり(1)九州大名と前田家が本丸と二之丸の双方を負担し、中国四国大名と紀伊浅野は二之丸のみを負担するという持ち場の原則と、各大名の(2)石高数(既知の情報)、(3)新規名古屋城の規模、具体的には石垣の長さで高さで割り出される坪数が報告される。

家康は駿府城、そして篠山城と方形を基本とする縄張を採用しており、名古屋城でも踏襲した。熱田台地縁辺という地形に規定され、堀のプランは早期に決定されただろう。規模のおおよその数字を幕閣より聞き出すことは可能だった。(1)本丸と二之丸を分ける負担方針と(3)新城の規模(石垣グリ石の坪数)を国許に報告した。書状の数字には細かな端数もあるが、細川奉行人が割り算して派生した計算上の端数であつて、幕府側がこのような細かな数字を示したのではない。

書かれた内容のうち慶長十五年丁場割図と異なっている点は

1 前田・稲葉・竹中ら北国・九州大名が本丸を負担していない。

2 中国四国大名も本丸を担当する。

3 「坪数六百三拾坪ハ 御二ノ丸西東へ三ヶ所■(虫損)被成御出分」とあるが、丁場割図にそうした計画はみえない。この情報は初期の縄張による。よつて慶長十五年にはなくなつていたプランである。

慶長十四年当時、細川忠利は、徳川家康曾孫(岡崎信康の孫)であつて、秀忠養女だつた千代姫との婚礼が進行中だつた。千代姫は江戸を發つて三月二十三日伏見にいて、四月二十四日中津で祝言、その間に輿受取として松井佐渡守康之が江戸・駿府に行き、千代姫に随行した。千代姫は駿府で家康に對面し、松井も同行(陪席)する。情報は個別に幕閣から得る。祝儀であるから情報をえやすかつた。書状に連署している岡村半右衛門、戸田助左衛門、中島左近大夫の三名は慶長十五年には名古屋城普請奉行となるが、前年にはそれが内定していた駿河勤番であらう。土佐藩での「助役予備」に相当する。

細川藩の情報収集能力は高く、のちの例だが、寛永十三年江戸城御普請の情報を得たのは二年前の十一年九月で、他藩山内家、蜂須賀家と比べても格段に早かつた(北原糸子「伊豆石丁場と都市江戸の構築」『赤坂見附 喰違土橋』帝都高速度交通営団、平成7、『伊豆半島の石丁場遺跡』静岡県教育委員会、今村直樹・25頁)。情報は幕閣との個別のつながりで得た。石切場の確保は早い者勝ちであつて、優良で有利な石切場の地を管理する代官や名主との交渉、同意、手付金(預り金)などの支給が必要だつた。

1-3-2-3 山内家の情報収集

細川家のほか、山内家も情報収集している。慶長十五年の名古屋城普請にあたり、山内家が得ていたと推測される情報が、山内家史料にある。

末尾の方に「台徳院様」（秀忠）とあるから、後世に編集された記録になる。記されるのは「尾州名護屋御普請衆之割」で内容は九州衆プラス北国衆で、総計「三百三十六万八千六百三十九石」であるが、実際と異なるのは、岡藩中川修理（秀成）が含まれていたことである。つまり書かれた内容は実績ではなく、ある段階での取得情報（未確認情報）である。次には中国・四国・若狭・伊勢衆で二百七十四万三千百石なのだが、若狭大名ならば小浜城京極高次かと思われるが、該当する名前はなく、石高もない。続いて美濃大名が西尾豊後守以下十九名、五十一万六千七十九石で最小が四千石の稲葉石近である。つづいて伊勢衆が一柳監物以下八大名で二十七万二千四百石である。総計六百九十万二百十八石となる。

このとき美濃・伊勢も含まれるとされるが、実際には美濃・伊勢は第二弾および三弾の慶長十六年・十七年で、後者には尾張・三河・遠江も加わった。幕閣の誰かが、この時思い描いていた動員構想を山内家が書き記したもののようで、西国大名以上の規模があった。

1-3-2-4 中国四国衆の丹波亀山城案

助役にあたる諸大名には、正式な要請がなされる前から石切に着手した大名もいたらしく、丹波亀山城石切丁場では「三之内」（池田三左衛門輝政）・「あさのきい」（浅野紀伊守幸長）と刻印された残石がある（『築城400年記念 丹波亀山城石切丁場跡調査報告書 丹波亀山城の謎』地域資源を掘り起こす会編、2009年）。

丹波亀山城助役は慶長十四年十二月に指令があつて、十五年二月から九月まで御普請が行われた。工期は名古屋城に完全に重なる。同時期に

複数の現場に出動する事態は考えにくいけれど、浅野家・池田家両家は配下を派遣し、石切場を確保して石の切り出しを始めていた。ある時期までは亀山城を助役することになっていた可能性が考えられる。『当代記』や『南路志』には「此外中国・四国の衆丹波亀山御普請を勤る（『南路志』では被致普請）也」と記されている。土佐山内家中にも、以下のように前年には丹波亀山城の助役になるのではないかという風聞があつた（長帳甲、五月十六日掃部佐書状、掃部佐は山内豊成）。

一丹波亀山ニも御普請可有御座様ニ、丹後衆被申候間、石場・小屋場取
二一昨日遣申候、是日慥成儀にて御無（無御）座候へ共、惣様取ニ被
遣由申候間、右分申付候事、

山内家は丹後衆から亀山城御普請が指示されるという情報を得ていて、奉行人を派遣した。丹後衆とは京極氏からの情報か。山内重臣・百々越前守は京極支流とある（『山内家史料』75頁）。「たしかなる儀ではなかつた」と記されている。

*『大日本史料』慶長十五年七月是月条末尾に、亀山城普請記事が十五年二月の名古屋城築城の条にあると注記があるけれど、該当記事がない。亀山城助役は池田家や神保家については「譜牒余録後編」に記録があり、及川亘氏によれば、神保家については原本が『思文閣古書資料目録』一八六、二〇〇四年にある。中国衆津山城主森忠政も参加した（後述）。

1-3-2-5 石切場の確保

大名小名は石切場の争奪に鎬を削ったとされる。石切場の確保は公儀御普請が開始される前から、その地を支配する小代官・名主を通じて交渉が始められた（前掲今村直樹・14頁、25〜26頁）。いったん石切場を確保すると、丁場預け料を支払う形で長く使用する權益を確保した（北原糸子前掲262頁、尾張藩と伊豆西浦石丁場）。

以下は石切場の使用權益が他藩（福岡黒田藩から伊予松山藩加藤家）に譲渡された事例である。

一加藤左馬助殿衆其地へ参着二付、上原外記堀出候大石を、町場共二相渡被申候由、被聞召届候事

一角脇之儀片時も御急被成儀二候条、四組へ割付、急度出来候様二候、未進過上之儀ハ以来御算用可被仰付候条、先々四組へ等分二割付、急出来候様二可被申付之旨候事

一そり板之儀ハ廳面□仰付可被遣之旨二候

（麻生家文書・（慶長十一年）卯月八日・栗山大膳亮利章書状、『福岡県史』近世史料編福岡藩初期上）

未進過上とあるのだから、細かな計算＝算用がなされたうえで、対価が支払われたのではないか。石切場の承継があったから、丁場の交換も時々あった。売却もあっただろう。普請が存続する以上は石切場は確保していればリスクはなかった。

1-3-3 頓挫

ところが西国衆総動員構想は頓挫する。篠山助役は

（篠山）十月五日奉行衆諸国大名衆御帰国也

同十二日吉辰ヲ撰ミ周防守殿笹山新城へ移徙

（山内家史料、六八頁、『篠山城記』）

とあって、工事は無事に終了して十月初めには帰国したはずである。ところが波乱がおきた（長帳甲、同上67頁・同じものが109頁）。

大隅殿金五より書状遣し候可有御披見候

追申候仍篠山御普請遅々二付て御ふしんふ行衆 御前悪候由申候いまた駿府辺土に隠被居之由申候又高野へ参候由も申候、如件ノ体候へは、来年又候哉、御ふしんをくれ候てハ我々身上相果申候ニきわまり候、内々其地ニ在候内々可申付に為し候へ共失念仕先度（奈半利）なりより二郎兵衛数馬に役儀候事

修理様迄申進候も来年役ノ儀、右ノ通二可申付候御普請おくれ申候者於在之者身上御果候可被成候由被仰出候由候、大かた二被得相意候ハ、さたのかきり可為曲言候、来年のこふしんハ御隠候由申候弥聞届追々可申遣候、恐々謹言

十一月廿八日 康豊（花押）

関連する記述が『当代記』にある（大史・慶長十四年九月是月条・625頁）。

九月、丹波国篠山の城石垣、普請出来ののち、去る六月、江戸より上る普請奉行内藤金左衛門、駿河に来る。大御所出行のとき、庭上にて目見を欲するところ、甚だ興をなくし給う、是は城普請大御所仰出よりも丈夫にしけるに依て、出来遅々の故なり、かの兩人改易たるべきかと云々

双方の史料が語るところを合わせれば、尋常ならぬことが起き、そのままでは進みえない事態になっていた。

「遅々となったので、普請奉行に対する家康の機嫌が非常に悪くなった、奉行はいまだに駿府から戻ることができず隠れている、また高野にもいった」とある。出家を強いられたという意味に思われる。徳川家康が構想していた規模よりも丈夫（堅固の意か）に拵えられ、完成が遅くなった。それで家康が大変立腹しているとある。

「来年又候哉」この様子で、来年もまたということがあるだろうか。御普請が遅れば、我々の方の「身上も相果てる」。内々に其地（駿府番）に（善後策を）指示をしようと思っているうちに、失念してしまった、との意味か。

『当代記』では不興を買ったのは内藤金左衛門とある。篠山城の普請奉行は、内藤金左衛門・石河八左衛門のほかは藤堂和泉守・松平大隅守（島津家久）・玉虫対馬守の三名である（『譜牒余録』、『聞見集』。玉虫は「篠山城記」では勝氏、大史注に繁茂とある）。『大日本史料』は、改易になるとされた兩人のうち、内藤以外は石河八左衛門を指すかと注記す

る。『寛永諸家系図伝』によれば内藤、石河らはこのあといくらかの年数をおいて死去（内藤忠清は慶長十九年死、石河重次は慶長十八年病死）、玉虫は史料にみえなくなる。じっさいに失脚（改易）、あるいは出家したのかどうかは確認できないけれど、複数の史料にほぼ同じ話が記録されていた。篠山城では天守台はあっても天守は築かれなかった。挫折の結果ではなからうか（亀山城も城主が天守を築くことはなく、藤堂高虎が進上したとされる）。

1-3-4 復活・慶長十五年二月まで

家康が激怒したということは幕府に多大な金銭的損失が出たということであろう。土佐藩でも「身上相果申」ほどに多額の金銭的被害を予測していた。篠山助役組をそのまま名古屋に動員することがむずかしい情勢になったらしい。名古屋助役には、はたしてどのような影響があったのだろう。家康の怒りの対象は普請奉行にであって、諸大名ではない。

十月五日に篠山助役の諸大名は帰国した。しかし完全に普請が終了していたのかどうかは定かではない。名古屋城の普請明けを記す『当代記』（名史135）に、

縦、普請不出来共、出来タル由ヲ駿府へ令言上、物主々々ハ可被帰国トノ内證也、サテ人数ハ残置悉出来可仕候由也、昨八日羽柴三左衛門播州へ可被帰トテ名護屋ヲ被立

とある。家康の内意はじっさいには完成していなくとも、大名は帰国させよとのことであった。工事が終わっていなくとも期日になれば、大名

本人を帰国させた。しかし通常では掃除にあたる人数（侍か）は、終わるまで帰れないとされていたから、工事が完全に終わるまで、実務者は残らねばならない。篠山の詳細はわからないが、多くの問題が残されたままだった。山内家はしきりに銀払底を訴えている。

結果的に当初構想案Ⅱ西国衆動員（中国・四国・九州、浅野、前田）が復活した。その間の事情を山内家の場合と、浅野家の場合と、それぞれを探ってみよう。

1-3-4-1 山内家の場合

まず（慶長十五年）二月十一日付で本多佐渡守正信が山内対馬守（康豊）に宛てた書状を見る（高知城歴史博物館所蔵・写真版による。刊本は『山内家史料 第二代忠義公紀 第一編』、以下も『山内家史料』は同じ、109～110頁・御手許文書、若干文字修正）。

猶以相替候儀御座候者九郎左まで可申入候、以上

如被仰下候年頭之祝儀目出度申納候、然者四国衆当年御普請之儀者、去年丹波之御普請被成候付て御赦免之旨二候、尤相替御普請御座候者、可被請取之由示預之通、披露仕候処二被入御念之段悦被思召一段御仕合共二御座候キ、扱又御舍弟吉兵衛殿弥御勇健之事情間是又御心安可被思召候委曲爰元之様体、水野九郎左衛門殿より可被申達候条、不能一二候、恐惶謹言

二月十一日

本多佐渡守

正信（花押）

山内対馬守様

御報

幕府中枢の本多正信が藩主山内康豊（三月に忠義を名乗る）に宛てた書状である。「去年の丹波普請のことがあるから、四国衆は「御赦免」の予定だったが、あい替わる（相変）御普請があれば、従事しますという申し出があった。上様に披露したところ、念の入ったことで喜ばしい」という内容であった。「あい替わる御普請」とは丹波亀山城が念頭にあったのだろうか。二月十一日のこの方針（赦免）も、やがて変更されて、閏二月二日に助役の指示が出される。本上州（本多正信）・成瀬隼人・安帯刀（安藤帯刀）ほか普請奉行連判状ならびに池田三左（輝政）添状が、閏二月六日申上刻（夕方四時頃）に移動中の近江草津（本陣か）に到着している（閏二月六日康豊書状、同上110頁）。

本多正信の方針は変換されたが、そこには山内康豊、上記の上申（普請受諾）が影響し、反映されていた、とある。

1-3-4-2 浅野家の場合

A 山下氏覚書

みたとり浅野幸長は名古屋城の新たな城主、徳川義直の舅になる予定の人物であったから、諸大名中でも動きは格別であった。「山下氏覚書」は、山下氏勝（信濃・道智）に関わる記録である（大史補遺十二編二一・慶長十五年二月・155頁）。山下は義直の母おかめ（のちの相應院）の妹（志水宗清次女・のちの隆正院）を妻にしている、義直の（義）叔父にあたり、かつ傅役である。冒頭辺を引用すれば、

諸大名衆、両御所様へ被仰上候ハ、名護屋之御城普請被仰付被下候様二と、いづれも御望御座候、其節紀伊守殿、信濃（山下氏勝＝道智）へ御頼被成候ハ、名護屋御城普請之儀二付、諸大名衆御普請被仰付被下候様二と、両御所様へ何も被申上候、依之紀伊守殿も、可被仰上儀二御座候へ共、右兵衛督様御城之御普請を仕度と申上候儀も何とやらん味方くるしく（以下略）

とあって、「名古屋城の普請を諸大名が希望していること、それで浅野幸長が山下氏勝に依頼したところ、諸大名が名古屋城普請を命じてほしいと両御所にお願いをしている。幸長殿もそうされるべきだが、右兵衛督（義直）のお城の普請をしたいというのも（義直は幸長の娘婿になることが決まっている人物だから）、味方くるしい話である（*味方＝身方・みうちの者、身内びいき）。しかしお願いしないわけにはいかない。大御所様の方から命じていただくためには、おかめ様より内証で申し上げてほしい、とお願ひしたところ（上記のとおり、氏勝はおかめの義弟）、もつともであるということでおかめが取り次いでくれた。諸大名が駿府に集まったところで、家康が「こたびの名古屋城普請ではみなみな希望しているという事で満足に思っている。紀伊守は右兵衛督城（義直）という事で、一入（ひしお）なのでお願いしたい」と懇ろの上意があった」と経緯が書かれている。浅野は婿の城の普請を自分ができることは当然と考えていただろう。まずは丹波普請は避けて名古屋助役に回る。その場合、助役大名が半減のままでは負担も増えるし工事も遅れる。他大名の協力を得て名古屋城を早く完成させることを望んだ。

前年篠山助役大名は、いづれにしても亀山城か、名古屋城か、いづれ

かの助役を勤める。『本朝通鑑』あるいは『松園雜記』（名史）、また『南路史』が書き残したような、徳川嫡子の城ならばともかく、庶子の城までの助役を不満に思う大名（福島正則）に、家康あるいは加藤清正が、謀反を起こしたらどうかといったというような記述とは、かなりの差異を感じる。正則は前年慶長十四年に広島新城普請で家康の機嫌を損じ、自らの手で破却していた（『旧記雜録』（慶長十四年）七月二十九日福島正則書状、大史十二一六、503頁）。『続本朝通鑑』で林羅山は、清正に「徳川家康の婿である池田輝政と播州にて一戦し、敗れば死、なせば大坂に入つて秀頼を擁して天下に号令するか」といわれて、正則は決することができなかつたとまで書いている。林羅山の著述には、福島家とりつぶし正当化の意図が読める。名古屋の現場では、その真逆の現象があつたけれど、羅山の叙述は多くの史書に引用されて拡散された。

B 金作り・後藤庄三郎光次の登場

駿河小判を製作していた金作り後藤庄三郎光次も登場する。この経緯は浅野家文書に詳細である。

B 1

追而上野殿、今度但馬守ニ御懇之由ニ候之間、為御札以書状申候、御届候て可給候、可多御事候条、不及御報由、可被仰候、已上

態以飛脚令啓達候

一去月二日六日九日十九日之御状四通、何も参看、御事多内、別而過分至極存候

一上様弥御機嫌能、御鷹被遣由、目出度儀不過之候、然者塩見半右衛門

罷戻、御書中并口上二、被仰聞趣、具申聞候、誠御懇意之段、不初于今儀二候条、忝と申も疎二候、拙者儀伏見迄罷上候得共、駿府へ還御承合、羽三左殿(池田輝政)と申談、同道仕罷下可然由、被越候間、何様とも任御差図、帰国仕候

一 那古屋御普請之儀、御紙面并塩見二被仰聞旨、得其意候、羽三左殿と申談、何やうとも三左衛門殿次第二可仕候間、可御心安候、被仰越候儀、毛頭他言不仕候間、少も御機嫌被成間敷候

一 弟にて候但馬守罷下刻、種々御馳走、万事御差図之由、過分存事候、上野殿御懇之旨、能々御礼被仰可被下候

一 上様いつみより 還御之由、風聞申候条、左候者、三左殿同道仕、近々罷下、相積儀万々可申達候、恐々謹言

二月六日 浅紀伊守 幸長(花押)

後庄三様

人々御中

B12

慶長十四年分金子算用之事

一 後藤判百四拾六枚者 三人之前へ相渡ル分

右 右、悉相済者也

一 江戸小判百両者 三人之前へ相渡ル分

内 内八拾四両、払相済者也

残 残拾六両者 直二請取也

右、慶長十四年正月ヨリ極月迄之算用皆済如件

慶長十四年極月晦日 幸長(花押)

B11は後庄三つまり後藤庄三郎宛で頻繁な手紙のやりとりがあった。三番目の段落に「那古屋御普請」のことが出てくる。二月六日という日はみてきたように本多正信が中国四国組は御赦免であるとしていた二月十一日の五日前で、九州組はすでに出発している。事態は流動的で、どうやら年末にいろいろな動きがあったようだ。B12は名古屋城御普請に直接の関係があったかどうかは文面ではわからないけれど、浅野幸長が後藤判小判百四十六枚と江戸小判百両で慶長十四年分、「三人の前へ相渡る分」を皆済している。

B11に

態以飛脚令啓達候

一 去月二日六日九日十九日之御状四通

とあり、正月二日、六日、九日、十九日と連続して後藤から書状が届いた。大晦日と正月二日だから、日時がきわめて近接している。あるいは大晦日の日付は後から遡つてのもので、晦日付の決算のために頻繁なやりとりがあったようにもみえる。後藤判と江戸小判とある。後藤判は駿河小判である(『図録 日本の貨幣史』2日本銀行調査局編・によれば駿河墨書き小判には壱両の文字に光次署名と花押、五三桐の極印があった)。手紙の中で幸長は「あなた(後藤)がいわれたことは毛頭他言しないので、お氣遣いなく」といつている。大坂陣で大野治長や織田有楽が後藤庄三郎や本多正純に宛てて出した多数の書状が『朝野旧聞哀藁』に収録されている。後藤はこの場でも徳川方の交渉役を任されていた。大名ではないけれど、巨額の金を動かすことができ、キーマン(黒幕)

的存在だった。

名古屋城の普請に関して、大名ではない後藤の登場は唐突であるが、資金力にものをいわせて、浅野・池田とともに、助役体制を再構築した。大坂陣での徳川方交渉人になる前ふれといえる。B-2は詳細は不明で、「三人之前」とある三人には池田、福島が含まれていたと想定できそう。関連史料に「三人」とあるのは、管見では『当代記』に浅野、池田そして福島正則がある史料だけだ。しかとはわからない。小判が三人で二百五十枚弱なら、巨額ではないけれど、この問題の決着に使われた可能性はある。

なお細川家文書・五月十四日忠利書状（松井文庫所蔵古文書調査報告書8の一六七二）では、この時から細川家は「後藤少三良殿」にも進物を出している。また後藤庄三郎は中井大和とも書状を交わしている（中井家史料、極月十八日書状、名史151）。家康側近として、名古屋城普請に深く関与していた。

2 普請（石垣築造）・慶長十五年正月から九月

2-1 九州組の名古屋到着

九州大名および前田家に命じての築城が開始され、駿河にいた西国衆は名古屋に向かい、それぞれの国許からも出発した。九州大名は二月上旬の到着になる。上記したような混乱があつて、中国四国大名は閏二月に助役の指令を受け取り、それより準備、三月十三日（毛利家の場合、名史65）の名古屋到着を目指した。二月・閏二月・三月だから二ヶ月の差ができる。三月半ばに勢揃いとなるが、石切・石寄せには大きな差が

できよう。

細川家中は正月十九日に小倉を出発した。その日国許の家老たちより名古屋御普請奉行に宛てられた書状には、御普請奉行たちは二十九日に伏見屋敷へ、そこに五日逗留して二月四日発、二月八日に名古屋に着く予定だと記していた（細川家記Ⅱ『綿考輯録』名史47）。

同じ日の、世子（若君）細川忠利が松井佐渡守らに宛てた正月十九日書状には、「名護屋御普請之儀、月明□来二日三日之比、罷立覚悟候」（『松井家文書』1500）とある。書状は伏見から国許に宛てられたもので、この罷立も伏見を出発の意味である。「出船可仕候、可然様可被申上候」とあり、国許からの船出発を承知している。

小倉・京都間は600キロメートル（鉄道キロ）あるが、当初は海路を利用した（十一日間だと一日55キロメートルになる。伏見滞在は予備日も含む）。京都・名古屋は150キロだから五日あれば歩ける。『当代記』（名史58・大史1021頁）

閏二月八日此中駿府在府西国衆、尾張名護屋有普請トテ、今日立駿府被上

駿府にいた参勤大名が名古屋に向かったのは閏二月八日だった。さらにひと月後である。中国四国組（篠山組）すなわち後発組であろう。そのひと月以上前に九州大名、そして奉行は名古屋で作業を開始している。慶長十五年正月十九日の細川家掟（細川家記Ⅱ『綿考輯録』・名史48）は小倉を出発するときに国許で発給された。中島左近らが普請奉行に宛てられた。

2-2 千石夫の動員・一日五合、二九三日

侍動員の様子は吉川文書・吉川広家功臣数帳（大日本古文書二・追加二）からうかがわれ、高麗陣や助役普請に皆勤であった侍（弓衆など）が列記されている。しかし武術に長けていても、侍だけでは作業はできない。軍人、軍属、作業員3セットが必要と考える。

助役（公儀御普請）として、石高千石に一人の夫（人夫・百姓夫）が割り当てられる。それが千石夫だった。名古屋城でも各大名家は侍動員に並行して千石夫を雇用した。それで周辺国でも百姓の走りが誘発されるほどだった（本稿2-13）。

千石夫の動向から工事進捗が推定できる。幕府（徳川家）はその動員命令に対応して扶持米を給与した。御手伝（助役）大名に実費を支給している。以下に見るように積算は人数（千石に一人）・かける日数に、一日五合の支給、という見当だったと考える（『萩藩閩録遺漏』〔慶長17年〕正月二十三日毛利輝元扶持方渡状、東大史料WEBに「日別五合宛」、特殊には一升）。扶持米がすべて千石夫に充当されたのか、否かはわからないが、堀内亮介報告（シンポジウム記録「史料に読む名古屋城築城の現場」）にあるように、「牧家文書」≡名古屋城所蔵文書および『名古屋市史』政治編所収文書（同じものが「名古屋城築城関係文書」『名古屋温故会発行 絵葉書』第百輯、名史120）によれば、加藤清正の石高は51万9880石だから千石夫は計算上519・880人、扶持米は761・58085石で、鍋島勝茂の石高は35万7036石だから千石夫は計算上357・036人、扶持米は523・01720石であった。加藤家X日×0・005（石）×519・880人≡761・58085石、鍋島家Y日×0・005（石）×357・

036人≡523・01720石より、Xは292・9788日で、Yは292・97728日という数字になる。加藤家・鍋島家とも293日で計算されていたと判断する。慶長十五年は大の月が正、閏二、六、八、九（以下は略）、小の月が二、三、四、五、七（以下略）なので、正月一日から九月晦日までで二九五日となる。

五合は、侍への支給ではなく、動員された百姓人夫の日用（日用取・日雇）だった（「百姓共日用」藤堂文書、本稿2-13、大史十二編六、1090頁、名史53）。後述する松井家文書（二一・八一）・四月十三日書状に「梅雨に向かうから、無人になる」とされており、田植え時期にはみな郷里に帰って空になった。人夫は名古屋へ稼ぎに来ていたが、田植えをおろそかにはできないので、コンスタントに人員が確保できたわけではなく、千石夫がいない時もあった（高木昭作『日本近世国家史の研究』一九九〇参照）。

千石夫積算は、正月一日・二日を除いて三日から九月晦日までだったかと、推定する。

2-3 藤堂藩による百姓の人夫出国禁止

藤堂文書・年欠二月八日高虎（和泉）書状（前掲）は、名古屋御普請のために領内の「百姓共（が）日用に出」ることを禁止している。津藩領の伊勢・伊賀では賃金稼ぎのため名古屋に向かうものが多かった。高虎はこれを嚴重に取り締まった。「田地を仕付候迄、百姓走り候はぬ様」とある。田起こし、苗作り、田植え、と農繁期に向かう。領内の労働力不足が懸念される事態になっていた。賃金給付はそれほど魅力的であった。支給の上限は一日五合で、支給額はそれより少なかっただろうけれど

ど、『築城図屏風』には算盤を弾(はじ)きながら、報酬を手渡す担当の姿、並んでそれを受け取る列が描かれている。

二月初めの段階で、名古屋人夫に出るものがすこぶる多かつた。正月には人夫の作業が開始されており、堀川工事が想定される。藤堂藩では庄屋の元に十人組を組織させ、質を取った。さらに国中の境目で、妻子を引き連れ他所へ行こうとするものは、絡め取って牢(籠)に入れよ、物の「みごり」(見懲り、見せしめ)だから、「はたもの」(磔)にあげよ、としている。磔刑にすれば噂はすぐに広まった。

困窮していた百姓はこれを機会に出国を試みた。夫婦で走る。厳刑執行が必要とされたほどで、藤堂藩は余程に深刻な事態になっていた。おそらく濃尾三も似た状況で、農村に人がいなくなった。いまだ大名の到着以前で、細川忠利は二月八日到着予定としている。その同じ日に伊勢ではこうした状況になっていた。二月初めには名古屋では普請がたけなわ、狂騒状態となって周辺から百姓たちは、我も我もと名古屋に向かう。ひと月半が経過した三月二十二日、

何もかもたくさんニ、ふしんばへうりに参候故、しもくとりくひ候て不成(略)

とある(松井文庫1607)。こうした物売りの姿も同じく『築城図屏風』に描かれている。

2-4 石船

岩崎山や美濃河戸、瀬戸・山口、また三河湾など各地の石切丁場から、

石垣用材・築石が運搬されてくる。海上からも運搬されており、石船が使用された。川船は引き潮で伊勢湾沖合にまで下がり、満潮時の上昇潮流に乗って、築城現場の潮汐限界点まで労力を用いることなく、運ぶことができる。江戸城普請では石船の調達費用は拝領金という形で一部が前渡しされている。

石船ないし、石綱船・石漕船と呼ばれる船は、百人持ちの石を運搬するために特注する船で、諸大名助役の重要な部分だった。石船提供だけの大名もいたと考えている。細川忠利は後二月七日、「出発にあたり、三十艘の船が出来たので、十五日に出船させる」と書いている(細川家記『綿考輯録』、大史十二編六・慶長十五年二月是月条、名史57)。同じく閏二月、蜂須賀と稲葉の船二艘が、天守用材を運んだ(名史79)。三月七日、浅野幸長は「河石舟を名古屋から急ぎ回せといってきたので、昼も夜も作らせて、一艘ずつでも船を出せ」といい、紀伊国海士^(海部)郡・紀の川河口の湊城主であった湊惣左衛門ら四名に造船を急がせている(小泉文書、名史81)。

江戸城の場合だが、寛永十三年・「江戸へ被遣石船荷積之目録」(元和寛永中 公義御普請(細川家文書・文下四六一二、前掲報告書掲載・北原「伊豆石丁場と都市江戸の構築」、今村直樹25頁)によれば、細川藩では動員予定三十二艘で月に二回、計二七六四の石を運搬、五ヶ月間で石数一三四五二を運送する予定だった。

閏二月には蜂須賀家政(四国)、稲葉典通(九州)の所有する船を九鬼守隆が検じ、名古屋城天守用材船に使用された(寛政重修諸家譜、名史79)。

『義演准后日記』(慶長十五年・史85、95)に

三月十一日

四日市ヨリ桑名ヲ渡テ宮へ舟ヲ着、ナゴヤノ城、西国諸大名トシテ普請、群勢更以難分別、殊加藤肥後守渡海ニ依テ、舟盡テ失十方移時刻、漸々求小船、渡七里海路、

四月廿八日

熱田社一見、尾州ナコヤノ新城、西国ノ諸大名ニ被仰付、普請最中、群勢難分、

とある。三月十一日頃には、名古屋城の普請現場への石運搬のために、ほとんどの船が徴発されて不足した。どんどん名古屋城に人が移動し、石や材が運搬された。

2-15 二番丁場、堀川（舟入）開鑿

2-15-1 慶長十五年四月——細川忠興自筆書状

築城現場近くに、潮汐限界点以下の深さがある水路が必要で、早期に舟入Ⅱ堀川の建設が進められた。基礎工事、基盤工事なのだから、石寄せが始まる慶長十五年春には完成していなければならぬ。

以下の細川忠興書状（松井文庫文書）によって、慶長十五年四月には堀川工事が一旦竣工、しかし浅かったため再度浚渫が行われたことが明確にわかる。

一尾州なこや二番町場之御舟入あさき由、被 仰出、前か（廉）とほり候衆、不残人数、千石夫にて差上、ほりたて可申候旨、御意ニ候、我々手前三百人にて候へ共、つゆにむかひ候間、無人に候者、日用をやとひ

銀子入可申候間、五百人可差上候、但有人之分にて候、食たき已下者、此外たるへき事

（中略）

一返々、有人五百人之都合、一人も無相違候様ニ急度可被申付候、尚（史料等重）大学可申候、恐々謹言

四月十三日

忠（花押）

松井佐渡守殿

〔松井文庫所蔵古文書調査報告書〕1-1996〕

御舟入が「なこや二番町場」であったこと、四月十三日の段階で「あさき由」（浅いと普請奉行より）仰出されていたこと、「前廉掘り候衆」がいるので、必要な人数は千石夫Ⅱ三百人により、さらに堀立てよ、と（普請奉行の）御意があったことがわかる。「仰出」も「御意」も闕字Ⅱ敬語表現であって、幕府（家康）の意向、直接には普請奉行の指示を指していた。

千石夫の動員は慶長十五年正月からで、堀川工事もその時から開始された。四月、石垣の搬入が頻繁となつて、浅すぎて支障が出るのがわかり、千石夫により深くせよと指令が来た。小倉（忠興領）・中津（忠利領）時代の細川藩は三十万石であったから、「我々手前三百人」に人数が合致する。

手紙が書かれた四月十三日は一六一〇年（グレゴリウス暦）六月四日だから、梅雨入り直前に「無人」となった。「梅雨Ⅱ五月雨に向かい、人がいない」という。「日用」（日傭）を雇うから、銀子が要るので五百人を差し上げるといっている。

千石夫は農民の雇用（日用）で、田植え準備には帰郷し、現場から消えた。雇用状況に応じて増減もあった。「食たき」（飯炊）は千石夫には含まれないと記されている。

三条目に「前の手前くをほり候へと、被 仰出間」とある。手前から掘っていくことなら、潮の干満の影響を受けずにスピーディに掘削できる台地掘削を指すかと考える（以下に見る白鳥堀掘削を指すか）。

『当代記』慶長十六年六月一日条（名史206）を見ると

去年彼地普請被致、大名千石に一人つ、人夫を名護屋江被出、舟入をほる

『蓬左遷府記稿』（名史207）もほぼ同じ内容で

去年普請被致、大名衆千石に一人つ、人夫を被出、船入を預らる

とある。いずれも「去年」「千石夫」人夫によって掘る「船入」という記述だった。細川忠興書状に一致し、「去年」だから慶長十五年、「千石夫」動員期間中である九月までに完成している。

このように史料の記述はいずれも慶長十五年開削である。しかしこれまでの堀川の沿革史は混乱があったらしく、慶長十五年には未完成だったという見解があつて、なぜか公式ガイド、『巨大城郭 名古屋城』も慶長十六年六月工事説に立っていた。『事蹟録』には慶長十六年記事もある（名史208）。美濃伊勢衆による工事は慶長十六年だった。

六月小 朔日

一今日名古屋為御普請、美濃伊勢衆参着、大名二夫一人ツ、之役夫ヲ以テ 御城下江船入ヲ掘

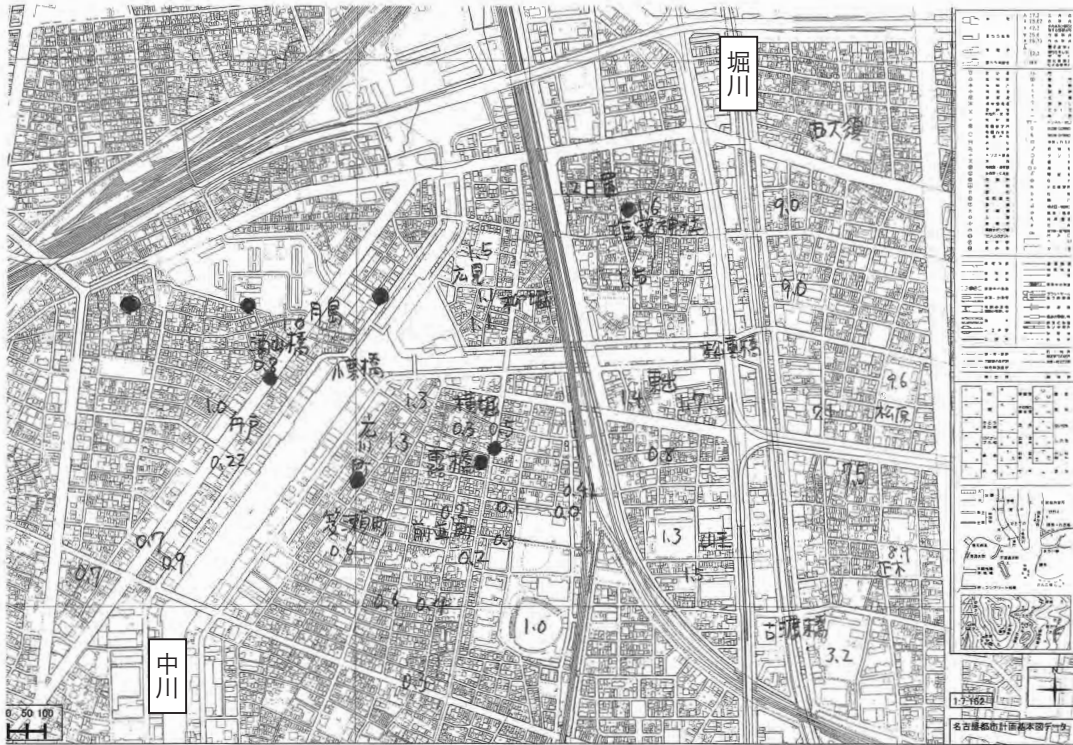
但諸大名千石二人ツ、之夫役也、白鳥辺ハ今ニ大夫堀ト云伝、是ハ福島左衛門大夫被申付ト也、普請之衆ト平岩主計頭時々不和之事アリシトナン

慶長十五年では終わらず、六年にも継続して堀川の拡幅・浚渫・護岸が行われたことを意味する。十五年に最低限の機能を果たしう堀川はできていた。干満に規定されるから、潮の流れに従って一方向しか進めない。船溜まりは広くなければならないが、川の幅員は当初、石船の幅に若干の余裕で十分だった。だが都市化も進むから再掘削や拡幅整備は頻繁だった。翌年も美濃伊勢大名によって千石夫動員が動員されて整備が行われた（十六年の美濃伊勢衆による助役については後述4参照）。

『堀川 歴史と文化の探索』（二〇一四）によれば、従来は『地方古義』、『張州旧話略』など後世の地誌に依拠して議論されていた。百年前に『名古屋市史』地理編（一九一五）は、「慶長十六年は誤りで十五年が正しい」としているが、主流意見にはならなかった。

2-5-2 堀川・笈瀬干潟時代——放置刻印石の分布

当時掘削されていた堀川は、現在我々が目にしてる堀川と同じではあるまい。この点で検討したいのは高田祐吉氏の研究で図示された、名古屋城まで運搬されずに途中放棄された名古屋城築石・刻印石の分布位置である。



堀川・中川運河周辺（旧笈瀬川・中川）周辺の標高と刻紋石（残石）の分布

標高は名古屋都市計画基本図による。残石分布は高田祐吉『名古屋城石垣の刻紋』（続・名古屋城叢書 2・平成 11、78～79 頁）による。*中川（笈瀬川）旧流路周辺に残置された築石は、干潟内河川を利用していた段階のものであろう。

刻印石は熱田・名古屋間の各地にあるが、中川（笈瀬川）流域も多い。一帯の標高をみると柳堀町あたりでは標高 0・8メートルから 1・2メートル、露橋小学校の北側は概して 0・4 から 0・6メートルほどで低く、0・0メートルというところもある。現在の名古屋港の満潮時の水深は旧暦四月に相当する西暦五月でいえば、1メートルから 1・22メートルである（引き潮の潮位はマイナス 1・31メートル）。すなわち中川流域は潮干潟であって、満潮時には海水が上昇し、上記の低湿地は海になる。笈瀬川や紫川は自然河川で、常時一定の水量があり、干潮時にはむろんのこと、満潮時でも海水上昇時に浸食作用があった（この干潟地帯を笈瀬・中川干潟と仮称する）。笈瀬・中川干潟の周縁部を鎌倉街道⇨小栗街道が通過していた（小栗街道の遺称が小栗橋と考えられる）。年魚市潟（愛知潟・鳴海潟）周縁を東海道が通過していたことに似る。ここまでは海だったから、ここを起点に堀川を掘削すればよかった。柳堀、横堀という地名が初期の堀の掘削を語るだろう。五条川水運と清洲城の場合、月のうち大潮の期間、一日のうち二回の満潮時間しか使えないが、それでも必要な物資運搬はできた。それに似よう。笈瀬川一帯の地面は、米野 1・3メートル、栄生 1・8メートル、名古屋駅東 2メートルで、水路はそれより低いから潮汐限界はそのあたりにあっただろう。

笈瀬中川干潟では落下した石は干潮時に回収可能である。なぜ回収されず放置されたのかはわからない。石質の良し悪しが問われて、廃棄されたものか。

2-5-3 白鳥運河Ⅱ大夫堀建設(常時通行運河)

大夫堀と称されたのは、上流部ではなく白鳥辺だった。大夫の名は左衛門大夫であった福島正則に因む。白鳥堀も福島正則の助役期間である慶長十五年の施行である。二〇二一年、山王橋周囲の堀川川底から刻印のある石が発見された。築石運搬時、下流部も既に完成していた。川底から検出ということは、干潮時であっても姿を表さなかったことを意味するか。常時の水深が確保された熱田通水工事が終了した後からの遺失で、この点が笈瀬川・干潮地帯からの残石と異なっている。

このように四月に機能不十分とされた堀川は、追加工事によって、長時間通行可能な運河として完成し、最盛期の石垣運搬を可能にした。堀削時には土居であったが、寛文三年に石垣になり、その後にも整備されていった(『名古屋市史』地理編・大正五年)。

なお新堀川(精進川)は法螺貝橋周辺で標高2〜3メートルで、笈瀬川・中川よりは高い。

2-5-4 閏二月の堀掘削は堀川

『細川家記』(『綿考輯録』、慶長十五年) 閏二月十六日の細川忠興書状(大史十二編六、1067頁・名史67)には「堀を申しつける」とある。細川家では閏二月段階で堀掘削と石切の二つの丁場があつて、作業の兼ね合いを忠興が心配していた。この堀は堀川のことではなからうか。

尚々、五日三日山口へ山を遣候とも、堀におくれ候ましきと被存候は、山口へ人を可遣候、其段、見はからい候而、可被申

付候、宮へ遣人も同前に候、已上

先刻之状に書おとし候間、重て申遣候、其地之堀、此中ハ何もの衆よりすて、おかれ候由にて候間、如先書申出候、若此頃ハ人をもかさみ、堀急に被申付候ていか、候は、山口へ人を不遣、其ま、堀を可申付候、為其申候、恐謹言

閏二月十六日

越御判

内せん殿

助左衛門殿

内せんは長岡内膳興通、助左衛門は戸田で普請奉行である。以下のうに解してみた。

(本文)

前の手紙にも書き落としたから、もう一度書きます。そちらの堀はこのところいずれの衆からも捨て置かれていて、とのこと。先の手紙に書いたように、この頃は人もかさみ(多く要るし)、堀を急に申し付けられてもいかがかと思う。山口には人は派遣せずに、そのまま堀を継続したらよい。

「なお書き」では「五日三日(数日ほど)山口に人を遣わしたとしても、堀の工事に遅れは生じないと考えられるなら、山口に人を遣わした方がよい。宮(熱田)も同然である。

石切場である山口への人の派遣と、堀の進捗状況の兼ね合いが述べられている、と解釈できる。慶長十五年閏二月の中旬に、堀は掘削中であつて、遅れがちであつた。この堀は堀川と考えるのが妥当ではないか。閏二月だと本丸内堀は楸始め以前なのだから。

細川の丁場は尾張では山口と瀬戸にあった。山口は海上(かいしよ)に、瀬戸は東谷山に、それぞれ矢穴や刻印のある石切場が残されている(田口一男・佐藤好司「名古屋城石垣採石丁場の新知見」『名古屋地学』七七・二〇一五、刻印は井桁で鍋島家の井桁の変形)。ほか普請場として古井村も上がっているが、石切場とは異なるか(岡村半右衛門尉事)。美濃には後二段階で、「つや」≡津屋(南濃町)があった(後二月十日忠興書状、松井家文書5-3-4)。

後二月廿二日忠興書状(『細川家史料』名史73)に

一(前略) せと・山口の石場やかて惣やうのわり二成可申候間、其已前に石かす多出来様二可被申付候(後略)

とある。「惣やう」は惣なみで「皆々・御一同」の意味であろう。その「わり」は「分割、割り当て」と解される。「せと・山口の石場」はやがて全体の分割になるから、その前にたくさん石を取るように指示せよ、と解される。

さきにもたように後発隊の中国四国組が三月十三日に名古屋に到着する(名史65)。後発組はふつうなら石切場の確保で苦慮することは必死であった。そこで一定の配慮がなされ、先発組が確保している石場を渡すように普請奉行が指示したと思われる。

それに続いては三月廿七日書状があつて(『細川家記』≡綿考輯録・名史90)、尚書きに「山口いて候の事」とある。上記の理解が正しければ「山口出で」であろう。この書状では後半に「かうつより來候石、中々やくに立申事ハまれにて候」とある。山口を他の大名に譲渡(売却か)

して、美濃の石切場に移動したのか。この後、山口の地名は五月十三日に「石取場かうつ・ま駒野」でお手打ちになって殺される岡村半右衛門の過去の行状に関して出てくるのみである。

*細川家記・名史110、ここには五月十二日とあるけれど「岡村半右衛門事」の十二日は誤まりで、正しくは十三日。写真版が「名古屋城誕生!」西の丸御蔵城宝館開館記念特別展パンフレットにある)。細川の石丁場は尾張から美濃に移っており、石質の悪さに不満があった。二ヶ月前(二月・閏二月)から切り出していれば、いままらこのような不満にはならなかったと考える。なお美濃の石切場として史料に津屋・駒野(ま駒野)・河戸(「河津」とも)の地名がみえる。それぞれは揖斐川の支流である津屋川の西側の山で、津屋と河戸の場合は7キロメートルほども離れているから、三つの石切場もそれぞれ別だったと考える。

*名古屋城の石切丁場として岩崎山が知られる。此山中ち部(治部か)御内いしは(鷹の羽紋)という刻字・刻印が報告され、小牧市内の残石には琴柱雁金代わり立鼓の刻印がある(高田祐吉『名古屋城天守台石垣の刻紋』口絵・138、148、158頁)。慶長十五年の大名家中や普請奉行に「治部」はいないようなので、異なる時代か。琴柱は前田丁場に多い。前田丁場に「大しま」がある。美濃船来山に「大し」の刻印石がある。石切場が別の大名に譲渡されることもあった。刻印石供給地には変遷もある。

2-6 一番丁場、本丸二之丸ほか普請

2-6-1 中国四国組の名古屋到着と石切開始

及川亘氏の調査により、靖國神社遊就館所蔵の丁場割図すなわち「名古屋御城石垣絵図」が原本、ないし原本に近いものと指摘された（靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』（87）、二〇一九）。絵図は丁場割受取図であり、受け持ち大名の名と、配下の奉行人（複数二名）、そして坪と長さが記され、各大名普請奉行二名が連署している。位署がなされたのは彼らが一堂に会することができる場所だから、名古屋の現場である。

『当代記』は

六月三日尾州名古屋普請、今日ヨリ根石置、松平筑前、自春中被寄石悪二付、二丸ヲ被積、其外之衆何モ本丸也

とする。松平筑前（前田利光）のみは春中（正月から三月）から寄せていた石が悪かったので、二之丸を積んだとある。中国四国勢よりもずっと早く到着していても失敗した。丁場割は四月に第一次案（遊就館図）が決まった。どうもその前段階では各大名や奉行人には運び込む石の大きさと個数のみが指示されていたらしい。その調達した石の質を普請奉行が吟味して丁場が決められたようだ。たしかに前田家の丁場は二之丸で、本丸本体の石垣はなく、搦手馬出し丁場一ヶ所のみが本丸にあった（ほかには天守礎石と御殿礎石）。『当代記』に「其外之衆何モ本丸也」とあったけれど、本丸を担当しなかった家は記された前田家以外にも竹

中、稲葉の両家があった。刻印で確認すると本丸（東、南の馬出しを含む）では全体二十家のうち、本体（内郭）が十五家、馬出しの毛利高政（南）を入れて十六家で、丁場はあっても刻印が確認できない金森を含めれば、本丸を担当しなかった大名が四家だった。

丁場の決定に際し、九州大名と加賀前田は実際石高の三割増で丁場を受けることになった。

中国四国大名はそのままだったから、優遇された。かれらは後発組でもあって、先発九州組より後発中国・四国、紀伊組は実働日数が二ヶ月少なかった。これも優遇である。こうした優遇策を取らなければならなかった池田・浅野は実働は減るし、割り当て坪も減少したから、理想の形になっていったように思われる。

ただしよい石切り丁場には恵まれないことも想定できた。春姫父の浅野幸長、伯父の池田輝政はおどろくことに自領藩内の石切山から船で運搬した。池田輝政の場合は播磨龍田山から、浅野幸長の場合は紀伊領熊野の尾鷲から、それぞれ龍田石と尾鷲石を運んだ。彼らの丁場にはこれらの石が顕著にあって、視認できるし、前者近くに「三左」の刻銘石もある。播磨からは内海・外海を400キロメートル近く、尾鷲からは200キロメートル近くを運搬させた。石切場確保の悩みはあまり生じなかったであろう。おそらく三月以前から石切を開始していたであろう。

かくして丁場が決定して、作業者が決まり、各藩普請奉行が位署して了承確認する。そこで初めて堀が掘られ始めるはずなのだが、じつは丁場割受取図に位署図はそのまま実行されなかった。位署図は天守の北と西が御深井丸と地続きになる案で、位署終了後、着手を待つばかりだったけれど、おそらくは徳川家康の天の声で、地続きは廃案となって、堀

切りになった。天守台の受け持ちは無記入で加藤家奉行の位署もない。位署できない事情があったようだ。設計変更で天守台負担大名（加藤清正・プラス細川ほか）は積むべき石垣量が著しく増加した。集積してきた石では足りない。また御深井丸側も石垣構築の必要はなかったのに、急遽石積みが必要になり、担当大名を決めなければならなかった。この調整・やりくりに要する時間が一定期間必要だった。

堀の両側ないし近くを同じ大名が受け持ったところは少なくない。本丸内堀南西部の木下、細川、本丸南枡形と土橋（表二之門周囲）の田中、その東の加藤嘉明、その北二之丸間の池田、塩蔵構堀（俗に「鵜の首」ともされる）両側の福島、本丸枡手馬出南（俗に「鵜の首」とも）の鍋島信濃守、御深井丸・西之丸間の俗称「鵜の首」に続く堀西の毛利秀就、は意図的に堀の両側石垣を受け持たせた事例に思われる。そうした原則を全体に貫くことはムリでも一定の配慮があった。堀の掘削が両側大名の受け持ちだったと推測はできる。堀は排土の兼ね合いがあるから、必ず双方・前後が同時進行しないと、支障がでる。しかし今に見るような空堀がただちに出現したわけではない。石を降ろし上げる作業で合理的で効率的な段取りが求められる。作業斜路Ⅱ坂（スロープ）や有効な作業台に使うことができる段は必要期間中残され、最後に掘削された。

2-16-2 靖國神社遊就館所蔵丁場割図の作成時期

丁場割図すなわち靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」の作成時期は、当然ながら中国四国大名・普請奉行が遅れて到着した三月十三日以後である。各家の普請奉行二名が位署（連署）した。ただし例外があつて生駒家および金森家（稲本小左衛門・時枝久右衛門）が位署して

いない。生駒藩では二名が原則の普請奉行も、生駒左近大夫丁場五ヶ所のうち一ヶ所伴次兵衛一人の名があるのみで、ほかは奉行人の名前すらない。生駒家はこの丁場割図、左下隅の惣坪書き上げでは羽柴三左衛門に寄せられて、三千四百十三坪余りに合算されている。実際に丁場を担当したことは、生駒家の刻印、生駒車ほか本丸・本丸枡手馬出し・西之丸の各丁場に残留すること、および家康黒印状で「出来」とされており、確認できる（御深井丸丁場、二之丸丁場では刻印は確認されない）。

生駒讃岐守一正は慶長十五年三月十八日に卒した（『生駒藩史』では高松城にて卒）。高松から早飛脚で四日として二十二日、藩主の死で生駒小屋場は喪に服し、奉行人は葬儀で高松へ戻ったため、位署できなかったと考える。よつて上限を三月下旬に絞ることができる。

つぎに細川家が丁場割図の内容を知るのは三月廿二日以後である。なぜなら丁場割図では本丸にも他にも中国・四国・紀伊国衆が分散して丁場を持つが、三月廿二日細川忠利書状（松井家文書一六〇七）によれば、本丸は九州と北国、美濃、二之丸は後跡（後発組Ⅱ中国四国紀伊国衆）と全体が持つとあつて、古い情報が記されている。丁場割では北国すなわち前田が本丸を持つことはなかったし、稲葉・竹中ら九州組も本丸丁場はない。後発組も本丸を受け持った。美濃は加わらなかった。この新情報（Ⅱ新丁場割第一次案）を細川家は三月二十二日段階で知らない。そこで上限を三月二十二日として先に進む。

*位署漏れもあつて、本丸西側内土居の浅野家中の生駒平兵衛・野田三太夫は位署漏れ。また御深井丸羽柴左衛門大夫（福島正則）の牧主馬頭と水野次右衛門は位署がないが、代わりに市橋五左衛門・米井弥左衛門・上村助左衛門が位署している。後者は調整の問題があつたの

かもしれない。なお助役は本質的に軍役と同じだが、主君の葬儀での帰国は許されたのではないか。大将の例だが、肥前名護屋出陣中の豊臣秀吉は、母大政所の死で一時大坂に戻る。

2-6-3 丁場割への要請——隣接大名

慶長十五年閏二月二十三日の池田利隆法令（名史74）に

一他所衆と一切つきあひ不可仕、付、石場境目之儀は、此方奉行さし図次第（下略）

とある。崩れば積んだ大名がやり直しをさせられる（福島正則の例）。トラブルが多かった。池田家では他所衆との付き合いを禁じたが、細川家でも「他家中と参合之儀、書付上候外は堅令停止」（細川家記Ⅱ綿考輯録、名史48）とある。他家との接触はトラブルを誘引しやすかった。小倉を出発するときに、先述のように細川家では普請の掟を定めていた。

此方普請場と他所之町場との間へ、稲葉彦六殿、木下右衛門殿、毛利伊勢守殿、三人之内を入候様に可仕候

丁場（町場）の配分が進んでいた。これまでもいくどかの助役普請で、相性のよい藩ができており、隣接を望んだ。木下右衛門大夫延俊は妻が細川藤孝女子で、親戚だった。忠興の義弟で、忠利の叔父である。

しかし要望通りになるとは限らない。むずかしければ、「境目を残せ」

といっている（同上に「万一其分に不成所は、堺目を残置、他所之者に不構様に可仕立事」）。

こうした要望に対し、普請奉行は調整をしたのだろうか。細川家の丁場の本丸三ヶ所・二之丸二ヶ所、西之丸二ヶ所では、望んだ三大名持場とは接しない。西之丸一ヶ所で毛利・木下の双方に接し、本丸南馬出（四カ所のうち一ヶ所）と、御深井丸北では木下に、南（西之丸・現在のいわゆる鶴の首）では稲葉に接する（『名古屋市史』考古編が本丸南馬出（西）で黒田・細川が隣接とするのは矢印の読み誤りか、ないし依拠した丁場図の線引きによるか。遊就館図の線では細川ではなく前田が正しい）。細川丁場十一、隣接二十二のうち五ヶ所では友好大名や親戚と協調を図ることができたが、それは四分の一ほどまで、十七では叶わなかった。

二之丸で隣接していた細川と金森には何らかの緊張関係が生じている（本稿3-8）

掟のいう「境目を残せ」の意味だが、本丸西面・具足多聞石垣北端での細川家丁場には、境目を記したと考えられる序数字が、下から上に残されている（三から五）。隣接する寺沢丁場、鍋島丁場間にも序数字が刻されている（三から十三まで、十一を除く。木村有作「一章 本丸内堀の序数刻印について」本紀要第2号 <https://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/learn/center/uploads/as5c30575bb88de10a61e4ff87a32e2c.pdf>）。

これらは境目を残しておく手段であった。本丸西面では寺沢は北にも南にも序数字を残し、鍋島も残した（それより南は大正の石垣修理があり、そうした数字石はみつからない）。誰がどこまで積んだのかは、紛争になりやすかった。

3 築城の進行

3-1 「御縄張」「御鋏始」

四月十九日浅野幸長書状（浅野三原家文書Ⅱ備後三原浅野家文書）をみる。

卯月十六日之御状、同十七日到来、披見申候、扱々早々飛脚二而御入候（脱字ありか）那古屋御縄張御鋏始二付不得隙、今十九日返事相渡候

浅野幸長が但馬守長晟に宛てた書状で、長晟から十六日付書状が十七日に到着したが、那古屋Ⅱ「御縄張」「御鋏始」で忙しかったので、返事が四月十九日になったとある（大史十二編二十三冊補遺96頁、『三原市史』五・資料編二・3（4頁））。手紙の案件は、豊臣秀頼が浅野長晟に二千石を与えようとしたことへの対応だったから、早急な返信が必要で、この返書と同時に江戸への使いも派遣された。徳川家の了解が得られるかを打診しなければならぬ。すると「御縄張」「御鋏始」で多忙を極めていたのは十七、十八日だったことになる。「御縄張」「御鋏始」は手紙の返事以上に幸長には重要案件だった。

縄張り自体は当初にできていれば、この段階になって隙が要るものではない。この場合の「御縄張」とは天守台石垣の設計変更を意味し、それに伴い新規に発生する高石垣を積み担当大名を決定し内諾を得る必要があった。その調整に時間を要したことをさす。すでに長期に議論があった、大詰めを迎えていた。

丁場割図を製作し位署した後、「御縄張」変更とそれによって生じた

調整の時間を経て「御鋏始」になっている。「御縄張」は四月初旬、中旬「御鋏始」はおそらく四月十八日と推定できる。「御縄張」変更がまだ行われていない遊就館図（Ⅱ新丁場割第一次案）は「御縄張」（Ⅱ最終丁場割・第二次実施案）よりも前に作成されており、各家奉行人の署判が行われて、合意、確認がなされたのは三月下旬から四月初旬となった。そのうち駿府への連絡の時間を必要とした。さき上限を三月二十二日とし、それ以降としたが、この推定に整合する。最終の「御縄張」に位署確認は求めなかった。すでに時間がなかった。

この場合、これまで慶長十五年のものとされてきた年欠四月十八日細川家奉行人覚書（永青文庫）は、そのまま慶長十五年であれば丁場割図の作成よりも後の作成になる。それはありえないので、慶長十四年に比定し直した。慶長十五年四月上旬には北国の前田と稲葉・竹中の九州大名は本丸から外されているし、美濃衆の参加もない。新丁場割第一次案にまったくあわない。

覚書が慶長十五年四月ではありえない証左はほかにもある。（1）生駒家当主が死後一月になるのに讃岐守のままであること、（2）慶長十五年三月一日、山内康豊は秀忠より松平賜姓と偏諱を受け松平忠義となったのに、一月半を経ているが、いまだ山内対馬守のままである。駿府で家康から土佐守に任ずる旨をいわれたのは閏二月十八日、秀忠より仰付があったのが二十八日、「冑任 松平土佐守」「忠」という書判を得たのは三月朔日であった（御記録ほか・山内家史料81頁）。朝廷よりの叙任の口宣は九月二十八日付であるが（同上87頁）、本人による「松平土佐守」の使用は丁場割図を初見とし、宛先に使われたものは四月十四日に確認される（同上84頁）。武家官位だから、公家は叙位のみ

関与し、官職には関わらない。右筆は書記局であって、書類作成のプロ・実務者であり、藩主の生死・呼称・官位には敏感であった。

3-2 根切、根石置、ならし

3-2-1 根切、根石置

御鋤始を四月十八日と推定した。この日からいっせいに堀が掘り始められる。見た通り、堀底は作業の効率性を考えて、作業道としての斜路や、作業用の段など多くの地面が掘り残されたはずだが、具体はわからない。堀底ができると、根切り（床掘り・地形）が行われて、枕木および胴木が入る。胴木は金城温古録では「敷松」としている。土台木ともいう。ついで根石置きとなって、胴木の上に一番石Ⅱ根石が置かれる。本丸は現在に同じ形で、天守台の周囲、北と西、そして南側西半分は堀であった。二之丸堀は三之丸側に丁場がないので土坡のまま、現状に異なる。ここは慶長十六年に美濃伊勢衆ほか工事を担当する。

根切りは胴木（土台木）を据えるための床掘、地形（じぎょう）をいう。土木工事では不整形な底面を平坦にしてから工事に着工するから、地形Ⅱ根切りが行われる。枕木は当然水平だし、胴木も水平に置かなければならないから、水計（水準器）で計測する。

丹波篠山城では根切が六月二十日、根石置きは七月九日で、二十日弱を要している。九月十八日に大着到だった（『篠山城記』大史慶長十四年九月是月・629頁。根石置きで穴太筑後・三河・駿河が参加、完成まで諸勢八万人とある）。名古屋城も篠山城と同日数と仮定すると、根切は五月十四日ごろか。鋤初めからひと月足らずとなるから、かなり早いかもれない。片側のみ掘り下げて根切をし、堀の片側半分は作業場

や運搬路として残していたことも想定される。

つぎの松井家（細川）文書によれば、当初三月段階では根石置きは五月一日であった。しかし設計変更による工事区の増大と調整もあって予定は遅れる。

（前略）御本丸御天守の分ハ四月十日ノうち二五郎太も石もよせ切申候、ね石は五月一日と被仰出候間、何も手つかへ申事無之候（中略）、御本丸天守ノ石大ニと奉行衆被申候故（下略）

三月廿二日忠利自筆書状（八代博物館・松井1607）である。なぜ三月段階にて細川が天守の石に関わっているのか、ふしぎに思われた。われわれは天守台を加藤家が単独で築いたと思ひ込んでいる。しかし加藤清正の単独構築を記すとされていた四月十八日覚は工事最中の慶長十五年ではなく、前年の十四年、まだ計画段階・構想段階のものであった。そして慶長十五年四月の丁場割図に天守台の記述はなかった。史料的には『蓬左遷府記稿』（東大史料本に「文化十四年六月序」）に「天守大小加藤肥後守」とあるのみであろう。

天守には小代下総や中川太良平ら加藤家家臣の名が刻されているとおり、加藤家が主力になって積んだ。しかし縄張り変更で天守台の石が飛躍的に増加したことからも、じっさいには各家が協力する体制が不可欠だった。この天守石は細川家が用意しており、奉行人も大きな石を用意せよといったとある。すでに縄張変更以前である三月の段階から、天守のゴロタ石も大石も、細川家が搬入していた。

そして五月十四日松井佐渡・加々山隼人・沢村大学に宛てた細川忠利

書状（『細川家記』・名史110）には

五月十二日ニ根石之事申候

とある。同じ日付で同じ忠利が同人らに宛てた書状では

一 御普請替事も無之候、奉行衆駿河へ、被参候へハ、必少づ、御好替申候、又四五日中ニ駿河へ被参候由ニ候間、又易儀も可有之候、根石ハ可為当月中候、恐々謹言

五月十四日

忠利

（松井家文書8の一六七二）

とあった。五月十四日、忠利は同じ日に同じ人物に宛てて、三通もの書状を書いた。前日の岡村成敗で動揺していたのだろう。同じ日の二通なのに、根石置きは十二日だともいうし、根石は当月中に、ともあって違っている。「替事も無之」とあるのは、書状にはよく見られる文言で、大きな変化がなかったが故の発言であろう。しかしながら普請奉行が駿府に行く都度、お好み（徳川家康の嗜好、指示）が替わる、今度四五日中に駿河に行くが、たぶんちがうことが指示されるだろうと観測している。指示はよく変わったし、作業も遅れた。根石置きは六月三日になった。

3-2-2 ならしと積み直し

『山内家史料』（113頁）に、年月日を欠く書状がある。差出人の姓名を欠くが、山内忠義書状で、当時名古屋にいて、土佐・国許（山内備後・掃部か）に宛てた。この書状に根石置き後の様子、とくに「ならし」が

詳しい。

一 去月廿七日之書状一昨日未之刻到来、令披見候、此地御普請之儀御本

丸石垣之根石、今月三日ニ置候同十日辰之上刻ニ出来候てならしすミ

候事

一 右兵衛様より当地御普請御見舞ニ為御使者山下半三郎殿（氏勝）と申仁御出

候、我々手前御普請出来之儀も被為御覧候、二番目程ニならしを置申候、以来之儀ハ不存当丁場ハ余並ニ出来候間心安可被存候事

山内家の本丸丁場は、丁場割図では搦手（東門）の南で、ほかに天守の北側にあたる御深井丸石垣などがあつた。おそらく本丸工事を優先させたと推定する。本丸の根石を六月三日に置いた。十日辰の上刻（午前七〜八時）にできて、「ならし」（均し）をすませたとある。「出来」は根石を指すのであろう。この年の六月三日はグレゴリウス暦1610年7月22日で、名古屋日の出は4時54分である。7時過ぎで朝早い完成だったが、以下の六月十七日細川忠利書状（松井家一八八）には、「事々敷、昼夜なく懸申候故」とあるので、夜も作業していたようだ。篝火によつたのだろうか。「山下半三郎殿と申仁」という表現は山内家の尾張徳川家に関する知識をよく示す。

「ならし」とは何か。「ならし」で根石置き作業の完了としている。山内丁場では日をおいて「二番目程ニ」「ならし」を置いた。書状に月日が記載されていないので、尾張重臣山下半三郎氏勝（徳川義直傳役）が点検した日がわからない。丁場割図の通りなら「拾間壱尺四寸」なので、一昼夜で一段積めたとすれば十一日か。本丸北東隅石には「三目」と刻

字されている。「二番目」は二番目石で根石の上の石であろう。

*この書状では袖書きに銀の不足、払底がしきりに書かれており、土佐山内家の助役による財政的窮乏が如実である。同様に、山内家の銀不足記述は多く、年未詳で、三月一日に鋏初めが行われた御普請（城名不詳、江戸城か）でも強調されている（同書・112頁）。

現場には両側南北、石垣線の前面にそり板（遣り方・丁張）を設置し、それをつなぐ水系で高さを確認しながら石積みを行なったと推定する（大正西南隅櫓石垣修理写真）。水系との距離もあわせて水平を計ったか。根石を置いたことにより、胴木が沈むことも念頭にあった。最初のならば重要な作業であった。その上に石を置いた時点（「二番目程」の工程）で再度、尾張藩が水平を確認した。この山下氏勝による十一日ころの確認が、『当代記』にある「十二日三日何も出来」という認識になっていく。

（六月）名古屋城・尾州・本丸石垣、十二日三日何も出来、此上二丸可有石垣積り有

『当代記』（大史12-6、1021頁・1022頁、名史117）

つづいて細川忠利・六月十七日書状（松井文庫文書一一八八）に

御本丸、御家中も何もの衆もならし候へとも（略）

ならしぎハにて、五寸六寸くひちかひ申候（略）

上にて被合ならし可申と聞へ申候、兩人ハいまたならし出来不申候

とある。十七日になるとかなりの高さまで積みあがっていた。一日一段なら七段目である。ならし際で五寸六寸つまり15〜18センチ弱のくいち

がいがあった。このくいちがいを穴太は許容できる範囲の誤差としたが、大工側は修正が必要だとした。その分を積み直したと記されている。六月十七日は根石置きから十四日後である。

このずれは随所にあつて、太夫殿・阿波守・山土州・生駒左近・鍋島信濃・毛利長門らの持ち場は各家が少しづつ崩して直した。田中と筑前は遅れており、それが幸いして上で均すとなったが、実際には兩人は直せていない。三左衛門も直すようにいわれており、いまだ直していない、崩すといっているが、まだ全然直していない。早くできたのは寺（沢）志摩と浅（野）紀州だけである。「多か少か、なをさぬものハ無之候」とあつて、上に積んで行くと必ずであるかのように不揃いになり、それを大工は了承しなかった。

この記事は御本丸に関するものである。福島と毛利秀就は北側で隣接し、生駒と蜂須賀も同じく北側で、山内・鍋島は東側で接している。ここで著しい不陸が生じた。

「筑前」とあるが、前田（松平筑前守）と黒田筑前守がいる。前田に本丸丁場はないので黒田であるが、ただし丁場割図では田中との隣接丁場はない。離れていたそれぞれが遅れていたけれど、修正できるとしたようだ。池田は南東を担当しているが、北に鍋島と隣接していた。順調だった浅野は東北隅と小天守南の土居分、寺沢は西である。

施工にあたった助役側は当初こそはならしをして慎重に進めたが、どんどん工事を進めたから、不均等にもなりやすく、手戻りが多かった。大工は不陸があつては作事ができないとした。

記事から、六月十二日に本丸石垣ができたと理解してきたけれど、十二日段階は一番下の根石の高さの調整をしてから二日後で、おそらく

二番目石を積んだ段階であろう。十七日には「ずれ」が表面化し、崩してやり直しになった。

3-3 六月二十日・黒印状「本丸出来」の意味

其許普請被入精之故、本丸早々出来悦思食候、炎天之時分一入苦勞候也

六月二十日 黒印（家康）

加藤肥後守とのへ

（加藤神社文書・大史十二編二一、158頁・補遺、名史未収録）

『当代記』記事につづき、六月二十日に本丸ができたとして、家康が諸大名に黒印で感状を出した。十七日には五、六寸のくいちがいが発覚して修正に取りかかっていた。池田三左衛門はまだ直しが無い、とされていた。現場からの報告とこの黒印状はかけ離れているが、山下氏勝の点検・報告があった。

「出来」とあるけれど、完成の意味には解しづらい。篠山の場合では、根石置きから二ヶ月と九日を要して完成に至っている。山内忠義の報告ではやっと十日に均しがすんだところだし、細川史料では十七日にはズレの修正を開始していた。その三日後の完成は想定できない。

けれども同じ内容の黒印状が同じ日にすくなくとも三人の大名に出されていて、ほか『細川家記』、および『日向記』に収録されている（名史118、119、暑天、喜・悦など文字のちがいがあある）。『日向記』のものは伊東修理亮宛、すなわち日向飢肥藩主伊東祐慶宛である。彼の名前は丁場割図にも覚書にも名前がない。『日向記』には「本丸」と

明記があつて、「尾州名護屋ノ普請有之、翌十五年正月人夫上ル、二月ヨリ取付、同九月調」とある。『日向記』は落合兼朝による永禄十一年飢肥知行まで、当初の記述があり、後に飢肥藩の関係者によって元龜年間以後の記事が加筆された。慶長期の記事は江戸初期とされる。本丸普請を助役したことは確実だが、いっぽう伊東には丁場の割り当てがないこともまた事実である。たとえば石船提供、また千石夫の提供（堀川掘削）のような方法で助役したものと考える。また祐慶は前年十四年の末に龜山城助役を命令されている。『日向記』（大史十二編七・415頁）に

祐慶主所々御普請事慶長十四年己酉十二月丹波龜山城普請（ママ）被仰付、人夫千五百人上ル三組但壺組三百五十人宛一老松浦久兵衛一組壺岐太郎左衛門一組、長倉平兵衛一組、肝煎宰料日記付馬廻奉行一組三人宛（以下略）

* 飢肥藩は五万七千石なので、もし千石夫であれば五十七人。龜山市文化資料館第26回特別展『光秀・龜山城・城下町』（平成22年）図録は祐慶が龜山城普請に参加したとしている。

『日向記』には「名古屋普請」と明記がある。六月二十日、同日に出されたほかの大名はみな名古屋助役である。同じ年に複数箇所普請丁場を受け持つ大名がいたことになる。

六月に黒印状を得たことがわかる三大名は九州大名ばかりで、その普請奉行たちは正月に行動開始し、二月には現場にいた（伊東は不明）。

六月二十日の直後、四日後の二十四日に扶持米給付がなされている（前掲堀内亮介報告、牧家文書・名史120）。肥前鍋島藩へのものでさら

に七月七日には肥後加藤家にも給付がなされた（名古屋城管理事務所蔵文書、『加藤清正文書集』として名史125）。篠山城では完全に工事が終わらなくとも大名の帰国が要請されている。そこで六月二十日の複数感謝状はじっさいの工事過程とは関連せずに、スケジュールに合わせ発行されたもので、発行した上で会計処理を行ったと想定してみたい。「尾張において受け取った」とある。莫大な量の米をいきなり調達することは困難で、あらかじめ手配しておく必要があった。

慶長十五年六月二十日はグレゴリオ暦1610年8月8日で、猛暑の最中である。梅雨までにはコクゾウムシの発生もあっただろうし、盛夏となれば米は端境期である。蔵米管理との調整もあり、扶持米を給付すべき時期であった。段取りよく支給していく課題があった。

3-4 五月から八月までの状況

これ以前・以後の状況を確認しておく。まず山内家には五月十九日付徳川秀忠御内書がある（山内家史料93頁・25）。

就其地普請辛勞之段察思召候猶重而可申越候也

五月十九日 御墨印

松平土佐守とのへ

さらに「其地永々普請労苦之事」を慰勞し使者を派遣するとして八月六日に秀忠黒印状が出された（同上26）。いっぽう家康からも名護屋普請場に御内書が出され、万病円と帷子五が贈られた（同上25、文書の現物は残らない）。このように時候の見舞いを兼ねた陣中見舞いは秀忠か

らも家康からも随時出されていた。

稲葉家に対しては豊臣秀頼の黒印もある（名104『別本稲葉家譜』）。その前半は端午の祝儀として帷子三を受領した礼状で、後半に

次那古屋普請之由、苦勞之至候

とある。手紙のついでに慰勞の言葉を述べたもので、秀頼にとって妻千姫叔父の城ではあるが、彼の管轄範囲に名古屋城はなかったはずである（そのあとに「猶片桐市正可申候」とあるから、片桐は稲葉彦六（典通）に面会している）。

文言上では六月二十日に本丸は完成していた。しかし未完成である。先には篠山城で工事が終了していなくとも、各大名は持ち場を離れるよう指示があったことをみた。「本丸早々出来悦」は、猛暑を氣遣つての暑中見舞いではない。

「本丸出来」文言の感謝状は一度限り、このあとに発給された形跡がない。完全な完成ではないけれど、文言通りで、本丸施工の第一次工事が終了した区切りだったらしい。

3-5 九月晦日黒印状

『蓬左遷府記稿』（名史143）は

八月廿七日加藤肥後守清正御普請出来御用仕舞明日発足

とする。同書は別カ所で八月帰国とする（名史131）。いずれも典拠

に「清正より平岩親吉への返状書取」とある。そうした史料があるのだろう(著者は未確認)。「清正記」(名史169)では「九月中旬普請成就」、「清正行状」(名史132)でも「九月三日熊本著城」とある。名古屋・熊本間は930キロメートル(鉄道キロ)で、八月は大の月、二十八日に出発、九月三日帰着なら六日間、一日155キロメートルの移動で到着になるがありえない。日は不正確で、清正は八月末に名古屋を出て九月に熊本着と考える。

『当代記』九月九日によれば、

名古屋普請衆、縦普請不出来共、出来たる由を駿府江令言上

とある。篠山に同じである。出来たと家康に報告はするけれど、実態ではなく、まだできてはいなかった。しかし黒印を用いた家康の感謝状(感状・礼状)が、九月晦日付で先とは別のグループに出される(九月は大の月だから三十日)。

今度就名護屋(*名古屋)普請、昼夜被入精候故、早速出来悦(*喜)思召候、猶本多(*本田)上野可申候也

九月晦日 「黒印」(家康)

九月の方の家康黒印の感状はいずれも写ながら、播磨少将・黒田筑前守・生駒左近・稲葉彦六、松平土佐守宛のもの五点が確認できる(大史十二編七・680頁、および山内家史料、右の*は五点それぞれの用字の異同)。九州勢(黒田・稲葉)も中国四国勢(池田・生駒・山内)も

含まれる。六月のものと異なる点は、九月の文言の第1と第4のセンテンスは六月分にはなかった。第2と第3センテンスは共通するが、六月のみに炎天文言、九月のみに本多の口述記載が加わる。六月には本丸と明記されていたが、九月には「名古屋普請」とあって、地区の記述がないから二之丸も含まれるか。

いまのところ六月の黒印状受給と九月の両方を得た大名、月を異にする複数の「出来」黒印を受領した家は見出せない(細川家については六月のみといえる)。いったん「出来」と認めて黒印状を出した以上、後になってから再度、「出来」とする黒印状を出すことはない、といえる。

山内家には同日付の本多正純の添状も残されている。帰国・帰城文言は家康黒印にはないが、本多の添状や普請奉行の指示にみられる。この添状は九月のみで六月のものにはなかった。

3-6 帰国時に納入される「御天守さやの石」

3-6-1 天守さや石・毛利家

各藩は普請が終了し、帰国する際には「御天守さやの石」と「進上の石」を納入し掃除を以て終わりとした。毛利家と山内家の事例からわかる。

毛利家の場合、九月晦日黒印状は残されていないが、以下の普請奉行四人の連署状があって、工事の完成を認めた上で、帰国を促している。

完成段階での手順がそれらに記されている(『毛利氏四代実録考証論断』)。いずれも幕府側普請奉行の村田権右衛門、佐久間河内守、滝川豊前守、牧助右衛門四名の連署となっている。

(あ) 九月六日・福原越後殿(広俊)宛(大史十二編七・678頁、

名史 133)

毛利家分担分は四日に完成した。「ふけ之石垣」は三間通りできたが「地形次第御上候へと此方より押置申候」。本丸二之丸の堀は六日にできた。あとは掃治(除)(掃地)だから、作業にあたる人数を残して帰国されたい。掃除ができたなら御下奉行から重ねて「あかり切手」を出す(以下略)。

(い) 九月二十三日・松長州さま(藩主秀就)宛(大史十二編七・679頁、名史138)

毛利家分担分は完成して、福原広俊は帰国した。大石は大小千を御進上、其内角石三十は那古やにおいて相渡された。精を入れて完成した。掃除も終わり、(家康は)御心安く申し召しである。

(う) 九月二十五日・松長州さま(藩主秀就)宛(大史十二編七・680頁、名史139)

毛利家分担分は完成した。福原広俊に申し入れしてある。御天守さやの石二百三つ・内角石三つ、同所栗石二十坪、并御進上之石大小千、内角石三十は奈古屋において受け取った。掃地は終わったから神村以下残っている人数は帰国されたい。

(あ)「ふけ之石垣」とあるが、長州毛利家の御深井丸持ち場は四ヶ所あった。三間通りとはどこか、巾の意とすると、そのように狭い丁場はない。「押置」の意味もよくわからない。本丸二之丸の堀は六日にできたのである。本丸には不明門東方に丁場があった。北側・御深井丸も毛利の丁場なので、六日にここができれば本丸堀の完成になった。二之丸には毛利の丁場はない。本丸二之丸の堀ができたという意味は普請全体をいったのか。

九月六日には掃除が終わっていないかった。掃除ができる、つまり完成

しなければ帰国はできない。九月二十三・二十四日には掃除が終わったから帰ってよいとしている。

さきに天守台石垣に細川家が関わっていることを見たが、毛利家もまた天守に関与していることがわかる。「大小千」「角石三十」を、「被相渡」(い)、「請取」(う)とある。毛利が渡し、普請奉行が受け取った。「進上」とは毛利家が寄進したという意味であろう。北原糸子は手伝い普請の石と任意の寄進の石は異なるとしている(前掲『赤坂御門喰違土橋』248頁)。天守さや石は義務で、いっぽうの進上は志納だった。石は義務が二〇三、進上が千、角石は義務が三で、進上が三十だから、五倍、十倍だった。

九月晦日の黒印状が発給された後に、六月に扶持米を支給しなかった各家に対して扶持米を支給した可能性が高い。慶長十五年九月晦日はグレゴリオ暦1610年11月15日で、尾張地方では一月ほど前に稲の収穫が終わっていた。

31612 天守さや石・山内家

「御天守さや石・御進上之石」は、毛利家のほかに山内家の記録にも見える。土佐山内家に九月晦日の家康黒印状が発給されたことは見たが、同日付で本多上野介正純からも「早速致出来御祝着被成」という内容の奉書が出された(『山内家史料』93頁〜94頁、26および27)。

この間、幕府側から様々な書状が出されるが、九月十五日御普請奉行(佐久間河内守・村田権右衛門・牧助右衛門・滝川豊前守)より「掃除ノ人数迄御差残候テ御帰国可被成」という御普請成就を伝える書状が届き、掃除の人数は残して、つまり工事が終了するまで残して、ほかは帰

国せよという旨趣が書かれていた。これを駿府・江戸に伝えたところ、先の家康より九月晦日の日付の御内書（黒印状）および本多上野介奉書を頂戴した（同書93・94頁、26・27）。

つづく地の文に

（名護屋御普請忠義公）御丁場掃除并御天守さや石御進上之石等悉首尾相調

奉行（「御奉行御馬廻」とも）古河彦左衛門帰国仕二付

佐久間河内守殿・村田権右衛門殿・牧助右衛門殿・瀧川豊前守殿より十二月朔日之御状到来

とある。これは十二月段階になって幕府奉行人からの手紙が来て、そのあとに古河が帰着したという記事である。本当の意味での工事終了は十二月初めだった（この御状は引用されていない）。

九月晦日に「早速出来」と家康から認められても、実際の帰国までなお十月と十一月を滞在しなければならなかった。最終に御天守さや石を進上してから帰国できた。この十二月朔日の帰国は他藩よりはだいぶ遅いようだが、九月に「早速出来」とされた他藩でも、本当の帰国は遅かったのではないかと考えられる（後述）。

なお『山内家史料』が引用する「御代々記」（93・94頁）には普請の間に幕府から出された黒印状・奉書が列記されていて、五月十九日秀忠御内書（土佐小間目浦よりの船五十艘運送と忠義が「御詰依被成」への謝意、月日未詳の家康御内書と万病円ほか拝領（請書は六月二十六日に本多上野介宛て）、六月秀忠より上使、帷子拝領、同月に家康より富士巢鶴（富士山麓で捕獲された鶴）拝領、六月二十三日秀忠使者より白猪

鞆献、六月晦日御内書、八月六日秀忠御内書（御普請場の儀）、これへの返書は八月十六日大久保相模守宛に出された。

九月十五日佐久間河内守、村田権右衛門、牧助右衛門、瀧川豊前守四名の連署書状が『山内家史料』に収録されている（上記とは別位置、『山内家史料』・118頁・75）。

そこに普請箇所が箇条書きされている。

（あ）御本丸東くるわ（い）御本丸水たたき堀（う）東之二丸見付之わき

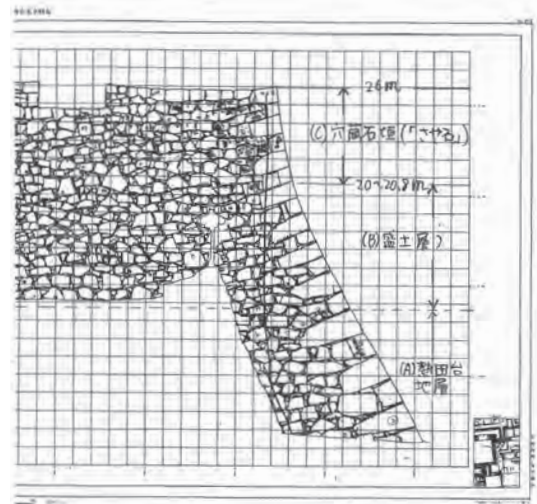
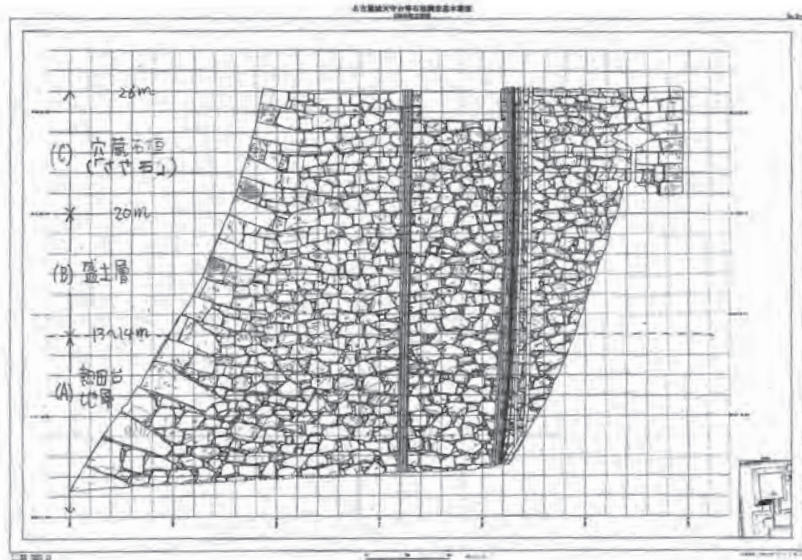
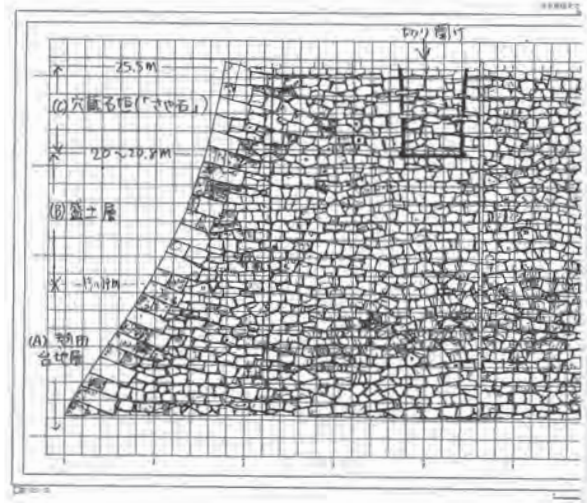
（え）西之二丸但西くわ（お）ふけの丸之内御天守の北石垣

（か）東之御門之むかい小丸之石垣（き）二之丸之堀

掃地の人数を残したうえで、帰国を承認する内容である。これを丁場割図と比較してみる。

丁場割図だと、本丸搦手馬出しに山内家持分二カ所がある。（あ）に相当する。さらに本丸内郭として東門南の丁場があるが、上記に含まれるのかは不明。二之丸西鉄門石垣北の北西隅は（え）に相当する。丁場割図には御深井丸一部西外堀1、西之丸月見槽東2もあったけれど、この連署書状にはみえない。現実には1には山内家の刻印があつて、「山内右近」（林勝久）「百々」というあきらかに山内家中の人名が刻されている。2にも山内家の刻印がある（『新修名古屋城史』、西之丸北東隅、俗称鶴の首の山内丁場は未調査となっている）。

（お）「ふけの丸之内御天守の北石垣」は丁場割図にはない。もともと天守北は堀ではなく地続き構想だったから、そのとき丁場は存在しなかった。設計変更の段階で山内家の新規丁場になったことがわかるが、山内家のミツガシワ刻印が複数残されている。（う）「東之二丸見付之



天守台図

(A) 熱田台地に築かれた部分と、(B) いったん掘削された盛土の部分、さらにその上の (C) 穴蔵石垣(さや石) は一挙に積まれたのではなく時間差があった。盛土部は安定するまでの時間が必要だった。(A) の上端はほぼ本丸の地盤面(標高13~14メートル)、(B) の上端、すなわち穴蔵地面はほぼ西面切明の底位置(標高20~20.8メートル)として、それぞれ推定した。天守台高さは25~26メートルだから、(C) 穴蔵石垣の高さは6メートル前後となり、(B) 盛土部は高さ6~7メートルとなる。本紀要第1号の木村有作「名古屋城天守石垣の基本構造について—詳細調査の観察から予察へ—」(23ページ~)は、宝暦修理以前の石垣には慶長期目地が視認できると指摘し、その標高レベルは13メートルであるとしており、本稿の指摘に一致する。13~15段で、ここでいったん工事が止まる。

わき」も丁場割図にはない。二之丸は丁場割図での割り当ては先の一カ所のみであるから、新規に追加されたいらしい。(か)の「むかい小丸」は、本丸搦手の北、御塩蔵構(御深井丸東)を指す。そこには山内家の丁場があつた(刻印は未調査とされている)。(う)(お)が新規で加わつたのなら、外れる区域もあつたのではないかと考えるが、具体的には確認できない。

丁場割図はあくまで計画図だから、実績とはちがっている可能性は当然予想される。実績を示す図は存在しないから、刻印のみが証言(証左)になる。

(い) 御本丸水たたき堀(き) 二之丸之堀は堀なので、丁場割との関係はわからない。水たたきについては全国の城郭に史料があるが、いかなるものか、諸説がある。大坂城では水たたきは建物が立たない石垣を指すとしているが、結論のみで論証はない。ここではタタキは防水である。「御本丸水たたき堀」だから、堀の中なら漏水防止だが、名古屋城内堀は空堀で水は抜ける。土居の上なら浸水防止になる。

3-6-3 天守さやの石と進上の石・石を本丸・御深井丸に置いて助役終了

このように長州毛利藩の場合は数も含めて天守さやの石の記述があつた。山内家の場合は「御天守さや石御進上」と省略されているが、同様の記述があつた。ではさや石とは何か。

「さや(の)石」は言葉として天守に続いているから天守限定である。そして進上の石と対比されている。進上の石の方が分量はるかに多い。

九月の段階で石垣積みは一段落しているが、完成ではなかつた。天守

は(A)下部Ⅱ熱田台地までと、(B)堀の土(掘削した熱田層土)を嵩上げした部分Ⅱ盛土があり、さらに(C)天守・口の御門のレベルⅡ穴蔵地面から上と、三段階の過程を経たはずである。なぜなら下部Ⅱ熱田台地の高さ(堀まで)は沈まないけれど、盛土はかならず沈む。雨が降る都度下がったと推測する。攪乱された熱田層の土は雨が降る都度、強く締まるという。柔らかい盛土の上に直ちに構造物を置いたなら傾く。何度も雨が降って固まるまでは、礎石は置けないし、穴蔵Ⅱ地階の石垣も積めない。慶長十五年のうちに積むことはできず、十六年でも後半以降、もしかしたら十七年になってから積まれたかもしれない。

(B)が積まれ、諸大名が(C)のための石を運んだ段階で、掃除(終了)・帰国となつた。天守の作事開始は二年近く間隔を空けた慶長十七年七月である。よつて穴蔵Ⅱ地階から上の工事に使われる石が「さやの石」となる。「さやの石」は穴蔵を「さや」状に囲んでいる地階の石垣用の石を意味しよう。穴蔵の礎石はその直上の天守の荷重を受けるが、さやの石による地階石垣は張り出している天守一階と二階の荷重を受けた。

盛土の問題は本丸の三つの櫓台や、多間櫓台に共通するから、「天守」とは書かれていない分量の多い「進上の石」は、櫓台にも関連する。

穴蔵は外壁のみの石垣と異なり内・外があつて、屈曲も多かったから、大量の角石・築石を必要とした。本丸と御深井丸は熱田台地だから比高差はさほどにはなく、下から穴蔵面まで持ち上げる高さには差はない。さやの石は本丸だけでは狭くて、御深井丸にも置かなければ、あふれてしまったにちがいない。ただし御深井側には堀を越える栈橋が必要であつた。口の御門、西側切明は同じ高さ(標高)で、(C)慶長十六年ない

し十七年のある時期まで、そこは何もない平坦地だった。礎石は不陸が修正されて水平が確保されるまで置かれぬ。

図に示したように、(A)は8・5メートル、(B)(C)はそれぞれ6メートルを想定している。

3-6-4 天守台礎石

天守台礎石は上記(B)の段階の最終、天守工事が始まる慶長十七年七月の直前に据えられた。現在御深井丸に旧天守礎石が並行移動したうえで、保存されている(小天守分は保存されていない。また口の御門周辺は石が小さく、旧状のままではないようだ)。

この礎石に刻印刻字があることが高田祐吉『特別史蹟名古屋城天守臺石垣の刻紋 創立三十周年記念出版』(一九八九)に報告されている。確認されている刻印は八の大名家におよび、そのうち毛利秀就家の一文字に九曜紋もある。先の毛利家にあつたさやの石同様に、礎石も毛利家が運搬したことを証明している。

刻字の方では「八すか内は世川」「修理」「山田」とある。同様の刻字は蜂須賀丁場である二之丸北西の「八すかは世川」、本丸搦手馬出しの「はちすか内修理」、二之丸北西の「蜂須賀内山田織部助」、西之丸月見櫓東の「山田」「釘」紋を伴う、御深井丸行合丁場の「い修」があつて、「は世川」は長谷川兵庫佐貞安、「山田」は蜂須賀家老山田織部佐宗登、「修理」は稲田修理亮示植(しげたね)だとわかる。

このうち「山田」刻字石は大天守北東下部にもあり、そこは宝暦修理の影響を受けていない。加藤家には刻字を残すほどの「山田」なる有力者はいなかった。また小天守内の西壁天井近くに、「釘」紋を伴う「山田」

がある。ここは現小天守再建時に積み直して石が移動していると思われるが、(再建修理時の写真による)、刻銘石は崩した小天守台の石垣にあつた可能性が高い。小天守地下階の形状は穴蔵である。

蜂須賀家も最終に細川家と同じく天守用材石を提供し、石も提供していたと推測する。

先に見たように加藤清正単独天守構築説は一次史料、リアルタイム史料には記述がない。天守堀で御深井丸と分断される以前からも加藤家の負担が大きかったから、普請奉行は各藩の協力を指示したようだ。

清正は慶長十五年八月に帰国している。(C)の段階、穴蔵石垣築造では加藤家はだれもない。慶長十六年中ならば美濃・伊勢の大名が、穴蔵石垣を積んだらうから、天守台加藤家単独構築とはいえない。

3-7 前田利光の場合

ほとんどの大名は十二月までに帰国した。しかし前田利光は「普請場を損し候故に、国に被帰候事ならず」と『尾陽始君知』にある(名史122、愛知県図書館貴重和本デジタルライブラリー)。損傷した普請場について「天主(まま)之後石垣損し申候由」とある。尾張藩重臣・山下氏勝に頼みごとをし(仲介を依頼して)、駿府に行き、事済み、帰国できた(同上)。

御深井丸石垣の天守北側(不明門土橋以西)は前田家の丁場であつた(その西が山内家)。ここは前田家のみで積み、それも再構築されている。『新修名古屋市史・考古編』では刻印未調査とされている。

3-8 飛騨金森家の場合

金森の領国飛騨は東山道なので、なぜ彼のみが普請に加わっているのか、よくわからないところがある。飛騨を北国とはいわない。金森出雲守は位署がないので、到着が遅れたと推測できる。しかも丁場割にみえた彼の持場三ヶ所には金森の刻印はない。三ヶ所のうち一ヶ所（本丸南馬出し）は毛利秀就の刻印、二之丸の二ヶ所には鍋島、田中、加藤嘉明、池田、前田の刻印がある（『新修名古屋市史』考古編）。

七月二十三日付の秀忠見舞状があつて、『譜牒余録』中・卷四十九に「尾州名古屋御普請之節、従 台徳院様被成下 御書之写」とある（名史127）。

其地普請之儀、如先書申候、辛勞之段察入斗候、雖*非差儀候近日可*

*申入候条、為見廻令啓候、尚期後音候、恐々謹言

七月廿三日 御名乗御直判

金森出雲守殿

(*「雖」のつくりは厄、**「可」の字は不だが、読み替えた)

『伊達政宗記録事蹟考記』に記載された金森出雲守あての書状もあつて、十二月に帰国した（大史十二編十一・189頁）。差出人が不明だが、「我等」と複数だし、他の普請奉行発給文書に文言が似る。

遠路態々飛札、別而忝候、名古屋御普請漸御仕廻御帰国之由、於我等も致満足候

十二月十九日

金森出雲様

慶長十七年、「金出雲」は他の前年丹波組（龜山城助役か）である美濃・伊勢・尾張・三河・遠江衆とともに名古屋城三之丸堀に従事した（本稿4、5）。その前、十六年も美濃大名として名古屋助役の可能性がある。よつて上記秀忠御内書や普請奉行書状は慶長十五年ではなく、十六年ないし十七年と考えたい。また慶長十九年の江戸城普請にあたって、金森出雲守正重は尾州那護屋にて臨時の御普請があるということを除かれていた（『駿府記』、大史十二編七、676頁）。

十五年名古屋城の金森丁場と細川丁場は本丸大手馬出でいっしょで、二之丸の複数持ち場ではいずれも両隣りだった。年欠六月十七日細川忠利書状（松井家文書一四一二四四七）に「我々はいまた不参候」「御中たがひ」など理解しづらい状況が記されている。六月中旬になつても細川から金森への小屋場訪問がなかったらしい。

3-9 行合丁場

調整用に設定された御深井丸北側の行合丁場は、刻印によれば、前田（北国）・福島・池田・浅野・毛利秀就（以上中国）・田中・鍋島・細川（以上九州）、山内・加藤嘉明・蜂須賀（四国）らのもので、いずれも御深井丸担当大名だった。

丁場割の段階でこうした受け持ち未決定地があつたのは、作業の過程で、必ず変更や調整がでるとわかつていたからだろう。

3-10 地続き案の永續性

名古屋城天守は地続き案を廃止し、掘り切ったことにより、北西隅での難工事を強いられた。このあと百年間で北西隅は宝永地震などの影響で次第に孕みが生じ、それが原因で宝暦の大修理となる。胴木は交換していかないから基礎に狂いは生じなかった。もしも地続き案を採用していたら、不安定要素のいくぶんかは解消され、孕みも生じなかったかもしれない。宝暦に「堀を埋め立よ」と提案されているのは御深井丸地続き案の再浮上である（『国秘録』中）。一旦埋めればそれを掘り起こすのは大いなる失脚（失費）となる、とある。地続き構想は蘇がえらなかった。

3-11 足材木

十月になると、木曾川より木材の川下しが頻繁になる。「にしこり」
|| 木曾川左岸・八百津町錦織、「うるま」|| 鶴沼、犬山にて材は仮置された。材木は小材木や足材木だった（『山村文書』名史145）。足材木は本来もつと早く石垣積みが佳境にあった時に必要だったと思われるが、その分は、史料の記述を欠く。助役大名は帰国を開始していたが、足材の需要は加速されていた。

3-12 明年の入夫

『尾陽始君知』に前田利光記事に続いて

諸国の大名衆少充の事ハ、明年入夫計、差越、被相勤候由

とある。失敗した前田と同列に記されている。「少充」は、「少充も」「少

充にも」という用例があるように、「少しずつ」であろう。前田利光のような大きな失敗ではなく、わずかな損失であれば、来年に入夫を送って勤めればよいという意味か。

4 慶長十六年、美濃伊勢三河衆による第二次御普請

『当代記』の慶長十六年六月一日記事に「今日ヨリ尾張国名護屋為普請、美濃伊勢両国先方ノ衆参着」とある（以下は去年千石夫による入夫で舟入を掘った記事に続く）。また同十五年十二月記事にも「美濃国伊勢国先方衆并三河在国衆、明春尾州名護屋可有普請沙汰也」とある。さきの『尾陽始君知』でも「美濃伊勢の先方并三河在国之諸大名」とあり、『事蹟録』（名史152）も同内容で踏襲する。美濃・伊勢は「先方衆」と表記され、三河は「在国衆」とされる。「先方」は外様に近いニュアンスのようである。この三ヶ国が主体になって、名古屋城普請が継続された。

5 慶長十七年、美濃伊勢尾張三河遠江衆による第三次御普請

津山藩主森忠政が滝川豊前守に宛てた以下の年欠十二月廿八日書状（名古屋大学文学部所蔵文書）は「去年丹波」が十五年の丹波亀山城を指すから慶長十六年のものである（『愛知県史』資料編領主1、11、見出しの慶長十六年が正しく、文中注記の十五年は誤り）。「来年御普請」は十七年である。

（前略）仍来年御普請之儀、去年丹波御普請仕候衆二名古屋三ノ丸掘可被仰付由候へ共、江戸より安対馬殿駿府御越被得 御淀、堂泉州・金

出雲、美濃・伊勢・尾州・三河・遠州之外ハ、何も千石夫二て、江戸御船入并町屋地形御普請可被仰付之由承候（中略）、相替儀候ハ、被仰聞可被下候（後略）

藤堂高虎と金森可重、そして濃尾勢三遠の五ヶ国が三之丸堀掘削に従事し、それ以外の津山藩主森忠政を含む亀山助役大名が千石夫で江戸船入や町屋の地形（干潟造成）を行った。美濃伊勢の助役大名については『山内家史料』に以下のようにある。この史料は慶長十四年段階のもので、実際に参加しなかった豊後中川修理が九州勢に含まれている。十六・十七年のものではないけれど、参考にしたい。

美濃衆（石高の斗・升は省略*は服部の注記）

3万30石 西尾豊後守*光教 掛斐藩 4万11石 加藤左衛門尉*貞泰・黒野藩 2万6706石 遠藤但馬守*慶隆・郡上藩 2万456石 市橋下総守*長勝・今尾か・慶長十四年移封か 3万2千石 金森出雲守 可重・上有知藩か 1万6000石 津田孫市 3万250石 大島文左衛門*久左衛門であろう・光俊、5万689石 徳永法印*寿昌・高須藩 4700石 大島茂兵衛*光政、加茂郡ほか 7500石 大島孫平 6000石 竹中丹後守 *重門・岩出山 3600石 加藤平内 3500石 加藤庄三郎 4000石 高木衆 1万石 稲葉内匠 5000石 岡田将監*善同 可児郡下切館 1万石 平岡石見守 *頼重、徳野藩 6800石 妻木雅楽頭 *貞徳（貞則）、土岐郡 4000石 稲葉右近 *方通、和知城 合計51万6079石

伊勢衆

5万石 一柳監物*直盛・神戸藩 4万5700石 稲葉大炊頭 3万石 関長門守*一政・亀山 2万石 分部左京 *光信・伊勢上野 1万石 織田民部 *信重・林 5万石 九鬼長門守 *守隆・鳥羽、ただし伊勢ではなく志摩 5万7700石 古田大膳*重治・松坂 1万2千石 土方丹波守*雄氏・菰野 *合27万2400石

本多豊後守に宛てた年欠九月十一日黒印状がある（『譜牒余録』大史第十二篇七、678頁、名史137）。豊後守は三河国岡崎藩主である本多康紀で、父康重は半年前、慶長十六年三月に逝去。かれらは慶長十六および十七年の名古屋城普請に従事したか。

美濃・伊勢衆として尾州・三河・遠州衆が残された普請にあたったとある。尾州は成瀬・竹腰を指す（『蓬左遷府記稿』ほか、名史230（232）。一之丸堀の三之丸側は十五年段階では丁場がないから土坡のままであり、現況のように石垣になったのは十六年か十七年工事であろう。

穴太駿河は十六年と十七年に小天守石垣普請ほかで扶持米を得ており、後者は七月で天守作事開始の直前だった（穴太駿河文書、名史216、260）

三之丸門の石垣にも助役大名の刻印がある（『名古屋市史・考古編』高田祐吉氏執筆）。御園門・本町門・東門いずれも前田と推定され、他の大名も混じる。巾下門も入り混じる。三番町場（丁場）となるが、前田は帰国していた。

むすび

本稿では二次史料を排除し、一次史料から名古屋城築城期の歴史像を構築する作業を行なった。その結果、これまで名古屋城に関して、一般的な書物に描かれたイメージとは異なる像となったところが多い。順不同になるが箇条書きにしておく。

(1) 「名古屋城普請Ⅱ公儀御普請、幕府は一文も出さない」

じっさいはお手伝い御普請 扶持米(千石夫)、拝領金(前金、石船)があった。扶持米支払いは巨額でその方法に苦心した形跡もある。

(2) 「堀川は慶長十六年にできた」

名古屋城石垣はその一年前にできている。築城工事の第一歩である。慶長十五年、名古屋城工事が始まる前、四月に堀川(舟入)は掘られていた。一月(正月)から掘られていたようだ。浅すぎたので再掘削を命じられた(細川家文書)。

(3) 「天守の西に当初小天守があった」

大名の持ち場を書いた丁場割図が作成され、最終(現行)に変更されたのは鍬始めの直前。堀を掘削する前に西小天守(正確には付櫓)案も含めた現状以外の案は廃案だから、労働力が揃わない慶長十五年三月以前に工事はできない。

(4) 「前年に丹波篠山城に動員された大名は除外」

俄に動員された福島正則ほか大名は不満・反感とされる。実際には慶長十四年に中国四国大名(篠山助役グループ)に助役が命令(内旨)されている。半分の動員では、あの巨大な城ができないことは初めからわかっていた。家康の怒りでいったん反故。浅野幸長は春姫の父、池田輝政は春姫の伯父。幸長には徳川義直は婿に、輝政には姪の婿になる人。

二人とも初めから名古屋城担当に内定か。中国四国組が外れては困るから背後で運動し、もとに戻した。小判作りの後藤庄三郎が積極的に動いた。

(5) 「進行は二段階」

Aグループ九州勢は二月から、Bグループ中国四国勢は二月・閏二月は不在で三月から。BはAより実働が二ヶ月短く、労働短縮で、またAは石高が三割増しになったからBは優遇された。「早々出来」とする家康感謝状は九州勢はおおむね六月に、ほかは九月に受領。黒印状は扶持米給付に関連するだろう。

(6) 「天守台は加藤清正が単独で築いたのか。」

細川家の史料に天守の石・毛利家・山内家の史料にも天守の石を提供(さや)の石200、進上の石1000)。加藤清正は当初は一人で石積みのもりでいたが、じっさいには堀の分断で石垣面積が増大。一人では積みなくなっていた。天守口御門の高さ、つまり穴蔵底の高さで工事は中断、盛土が沈んで安定するまで、工事はできない。穴蔵から上の内面・外面があつて、複雑な縄張の石垣(さや石による石垣)は盛土の上。清正も他の大名も慶長十五年には帰国したから、さや石が積まれた天守台の完成を見ることはなかった。天守礎石には八家の刻印がある。

(7) 石垣積みは丁場割図Ⅱ計画図の通りではなく、変更された場所もある(山内家史料や刻印から)

(8) 「丁場割図はいつ作成されたのか」

これまでは慶長十五年五月とされてきた。四月初旬に修正。「細川家の覚書はいつ作成されたのか」

これまで慶長十五年四月とされてきた。慶長十四年四月に修正。

(9) 当初構想は御深井丸と天守台は地続き、江戸城や大坂城は本丸内に独自の天守台。堀に直面（堀で断ち切る）、その分石垣は高くなる。難工事だったから、のち宝暦に修理が必要になる。

なお熊大・東大史料と共催のシンポジウム報告書『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』（令和四年三月三十一日刊行予定）は本稿と深く関連する。参照されたい。

《Title》

Consideration of the process of building Nagoya Castle : Civil engineering work and stone wall construction

《Keyword》

Helping the shogun build castle Sukeyaku-Daimyo for Assistant Otetudai; Help of shogun build castle Sasayama Kameyama Chugoku/Shikoku Daimyo Kyushu Daimyo Saigoku Daimyo Goto Syozaburo Asano Yoshinaga Two months late in arrival date Root stone Level horizontally Yamauchi Tadayoshi/Yamauchi Koretoyo A letter of Tokugawa Ieyasu stamped with his black seal A letter of Tokugawa Hidetada Delay of three months of Certificate issuance Salary rice benefits Atsuta Formation; Atsuta Plateau Tenshudai embankment Anagura; Basement room Otenshu Saya Ishigaki; Sheath stone wall Engraving of the foundation stone, Tenshu Kato Kiyomasa